

建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関する運用ガイドライン

令和2年3月
近畿地方整備局

※本ガイドラインは、近畿地方整備局が調達する業務の標準的な運用をとりまとめたものであり、個別の手続き等についてはそれぞれの公示等により確認の上、手続き願います。

目 次

1. 入札契約方式の選定
2. 契約手続きの流れ
3. 要件の設定
4. 評価項目の設定
5. 総合評価落札方式における落札者の決定方法
6. 入札契約手続きの変更点(令和2年4月以降)
7. 総合評価落札方式における近畿地方整備局の
取り組み

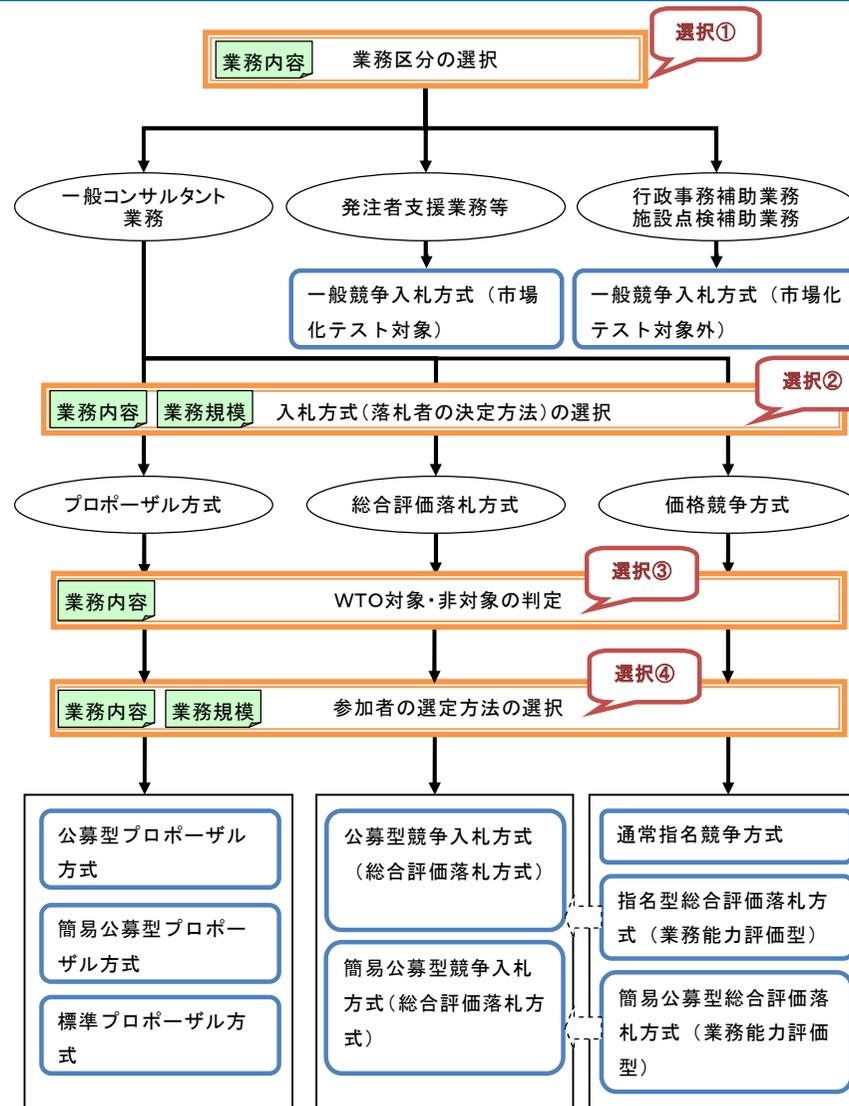
1. 入札契約方式の選定

入札契約方式の概要

入札方式(落札者の決定方法)

		価格競争	価格＋技術 総合評価落札方式	技術競争
		最低価格をもって 入札した者と契約	価格評価点＋技術評 価点の最も高い者と契 約	技術提案内容のヒアリング により技術的に最適な者 を特定し、随意契約
参加者の選定方法	公募	公募型競争入札 簡易公募型競争入札	公募型競争入札(総合 評価落札方式) 簡易公募型競争入札 (総合評価落札方式) 業務能力評価型	公募型プロポーザル 簡易公募型プロポー ザル
	指名・要請	通常指名競争入札	業務能力評価型	標準プロポーザル
	発注者より参加 要件を提示し参 加希望者を募る	発注者において 業者を選定		

入札契約方式の選定フロー

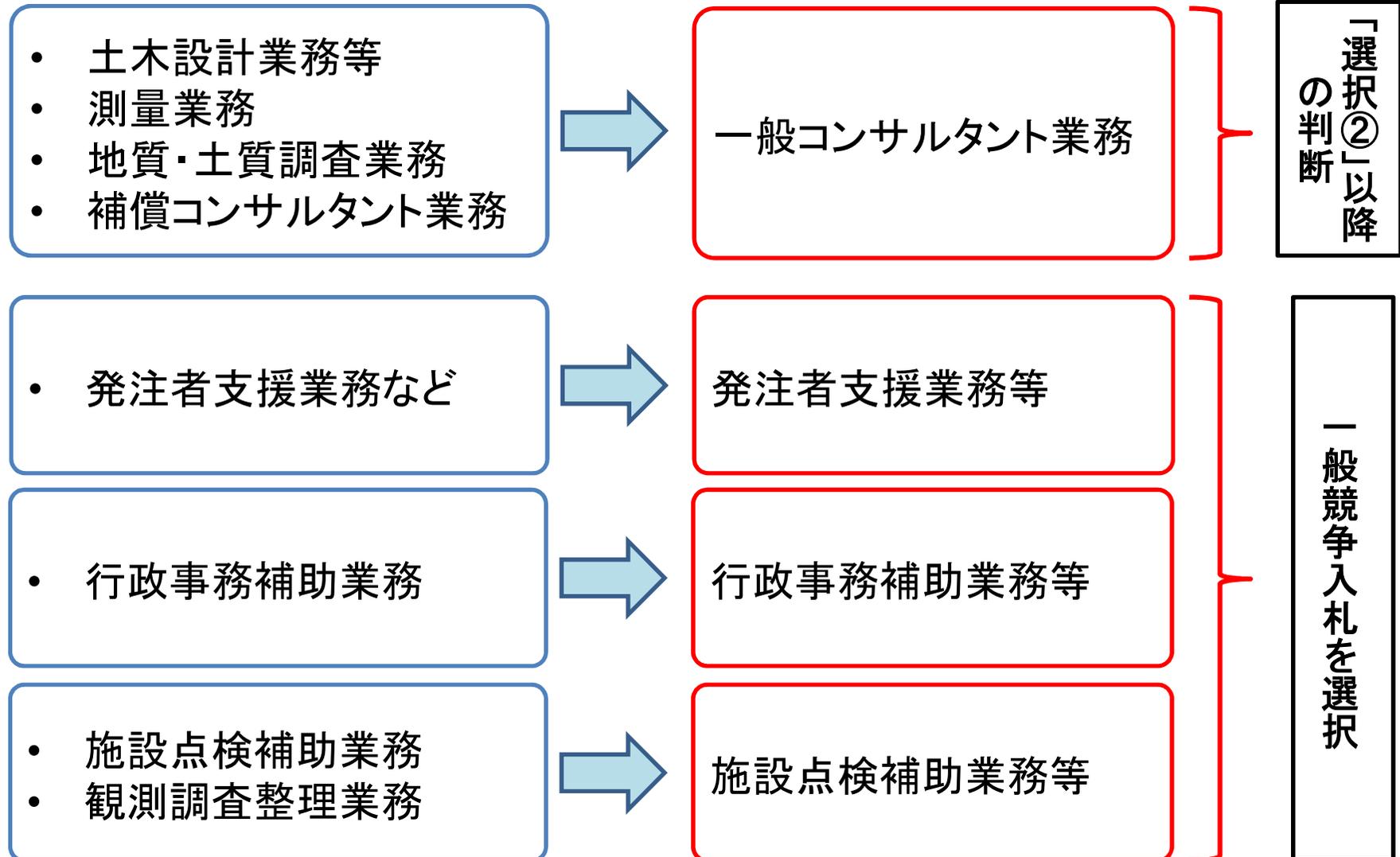


- ... 判断するのに必要な情報
- ... 入札契約方式の種類

選択①

業務区分の選択

まず、一般コンサルタント業務なのか、それ以外なのかを判断する



技術力が要求される業務

選定のポイント

以下の両方に該当

- ・業務内容が技術的に高度な業務または専門的な技術が要求される業務
- ・提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務

なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務※。

発注方式

- ①プロポーザル方式
・実施方針+評価テーマ

技術的工夫の余地がある業務

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務

- ②総合評価落札方式(標準型)
価格点：技術点の割合
1 : 2 ~ 1 : 3
・実施方針+評価テーマ
・評価テーマ2つ以上の場合は1 : 3
・評価テーマ1つの場合は1 : 2

実施方針のみで、品質向上を期待できる業務

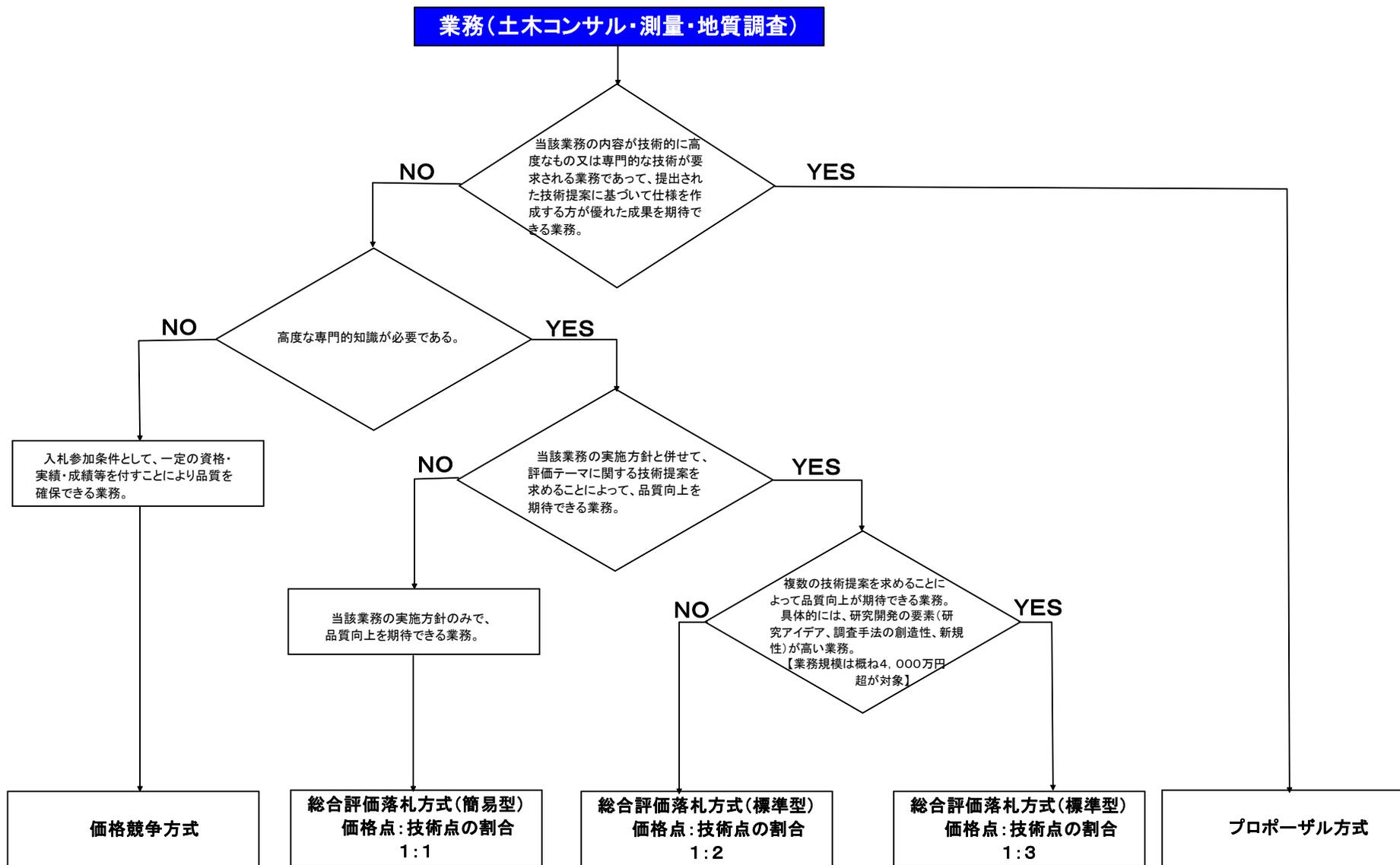
- ③総合評価落札方式(簡易型)
価格点：技術点の割合
1 : 1※
・実施方針のみ
(評価テーマは求めない)
※1 : 3とする「技術者重視型」もある

技術的工夫の余地が少ない業務

入札参加条件として、一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務

- ④総合評価落札方式(業務能力評価型)
価格点：技術点の割合
1 : 1
⑤価格競争方式
・(選定段階で)資格、実績、成績
業務内容や業務規模に応じて業務能力評価型を適用する。(原則500万以上は④を選択)

入札方式(落札者の決定方法)選定フロー



過半に見積りを活用する業務の考え方

* ただし、「発注方式選定表」が優先する。

プロポーザル方式で発注する

条件①と条件②を満たす

条件①

- 業務内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務

条件②

- 業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務

総合評価落札方式又は価格競争方式で発注する

条件①または条件②を満たす

条件①

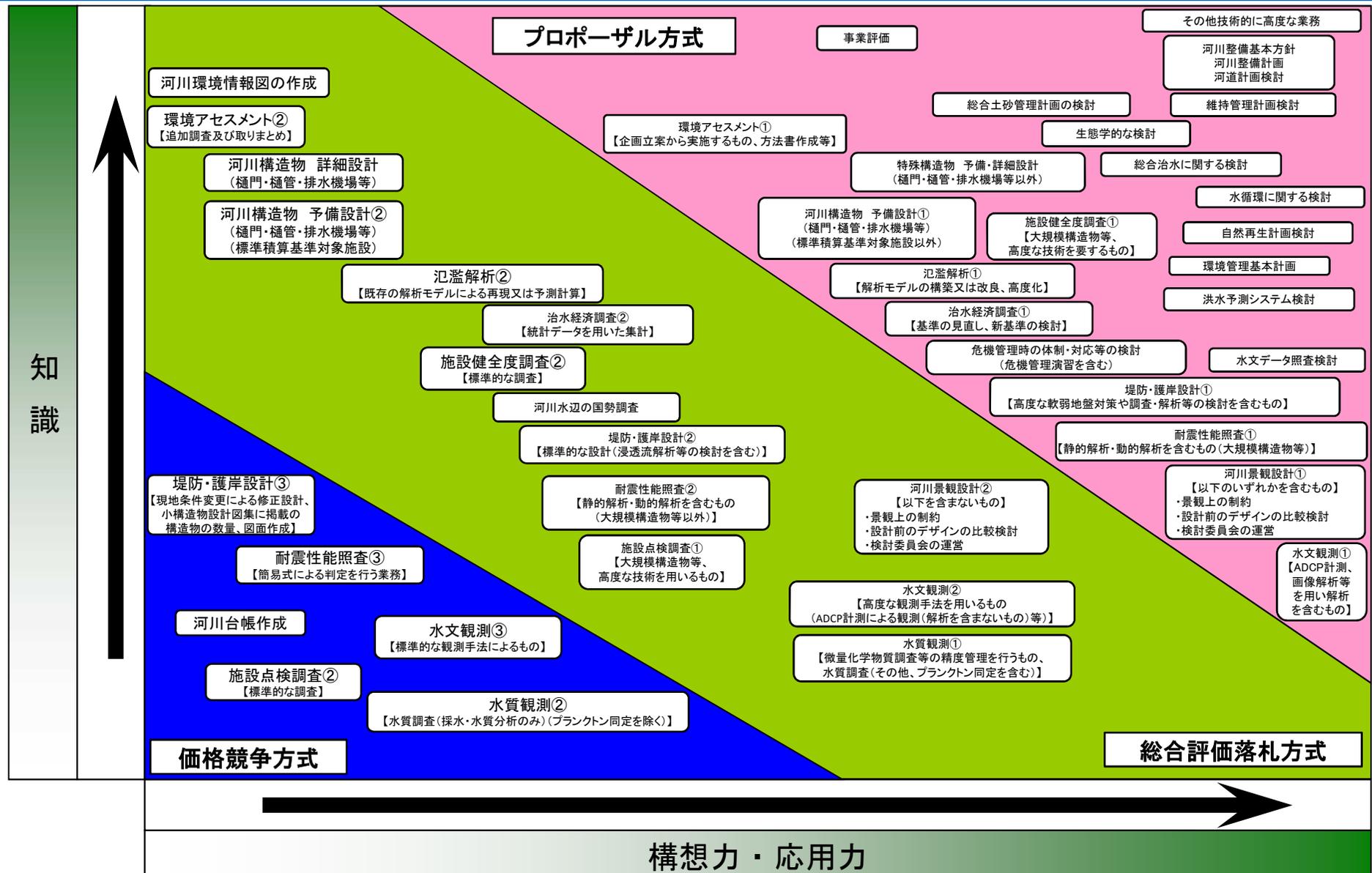
- 業務の内容が技術的に高度ではないもの

条件②

- 専門的な技術が要求される業務ではないもの

標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

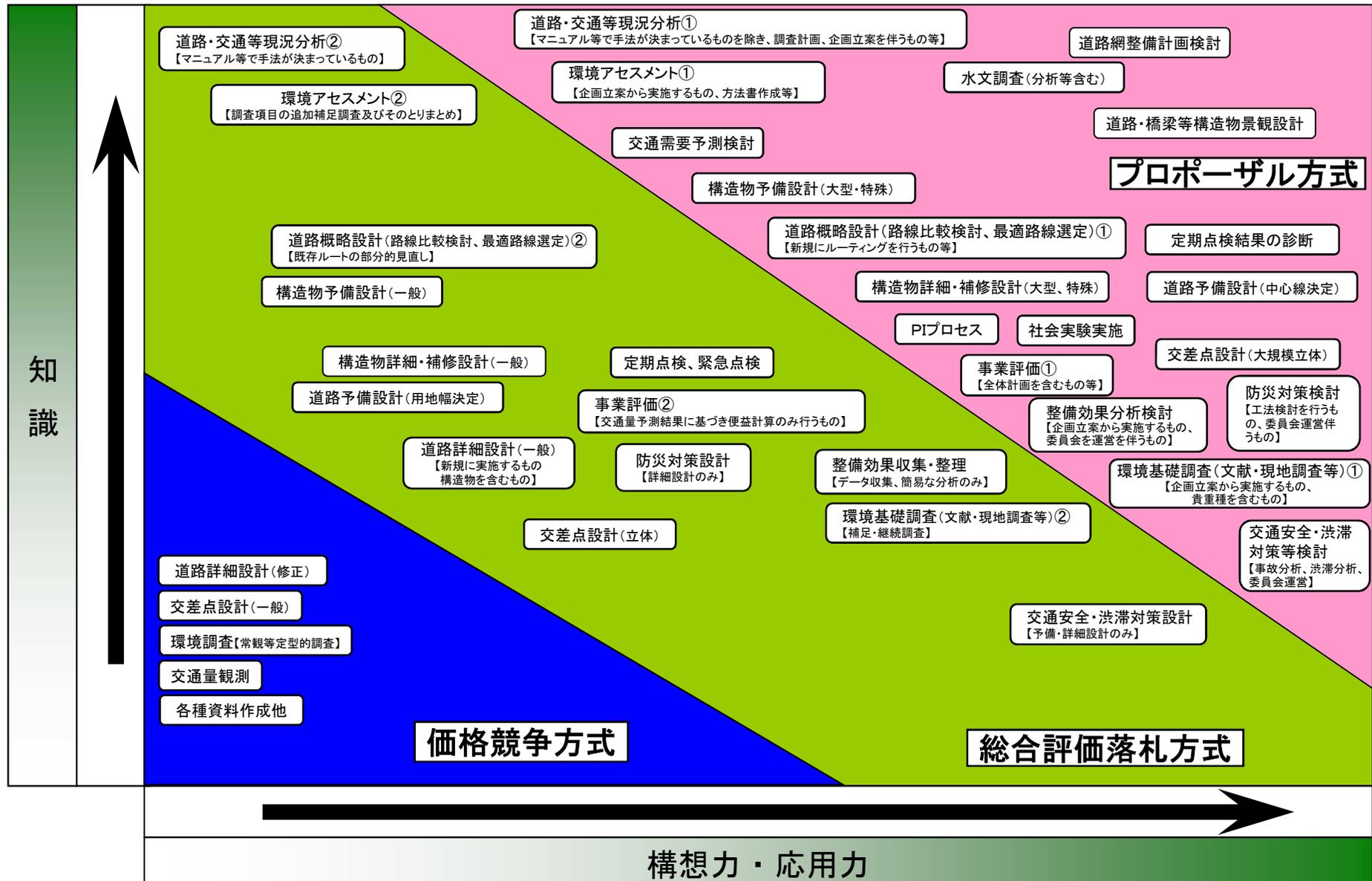
河川事業



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

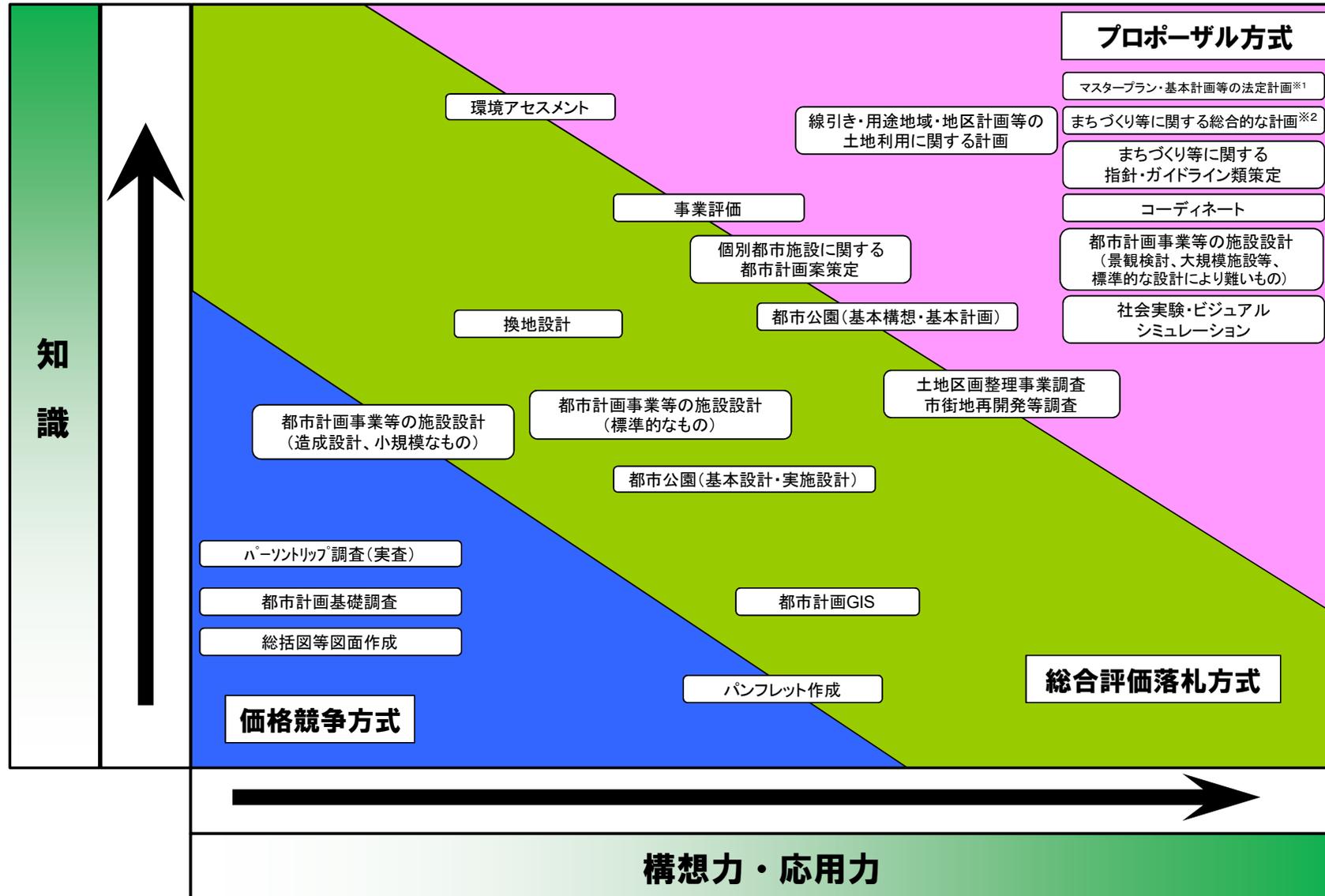
道路事業



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

都市事業



※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
 ※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)・防災等に関する基本的な計画 等

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

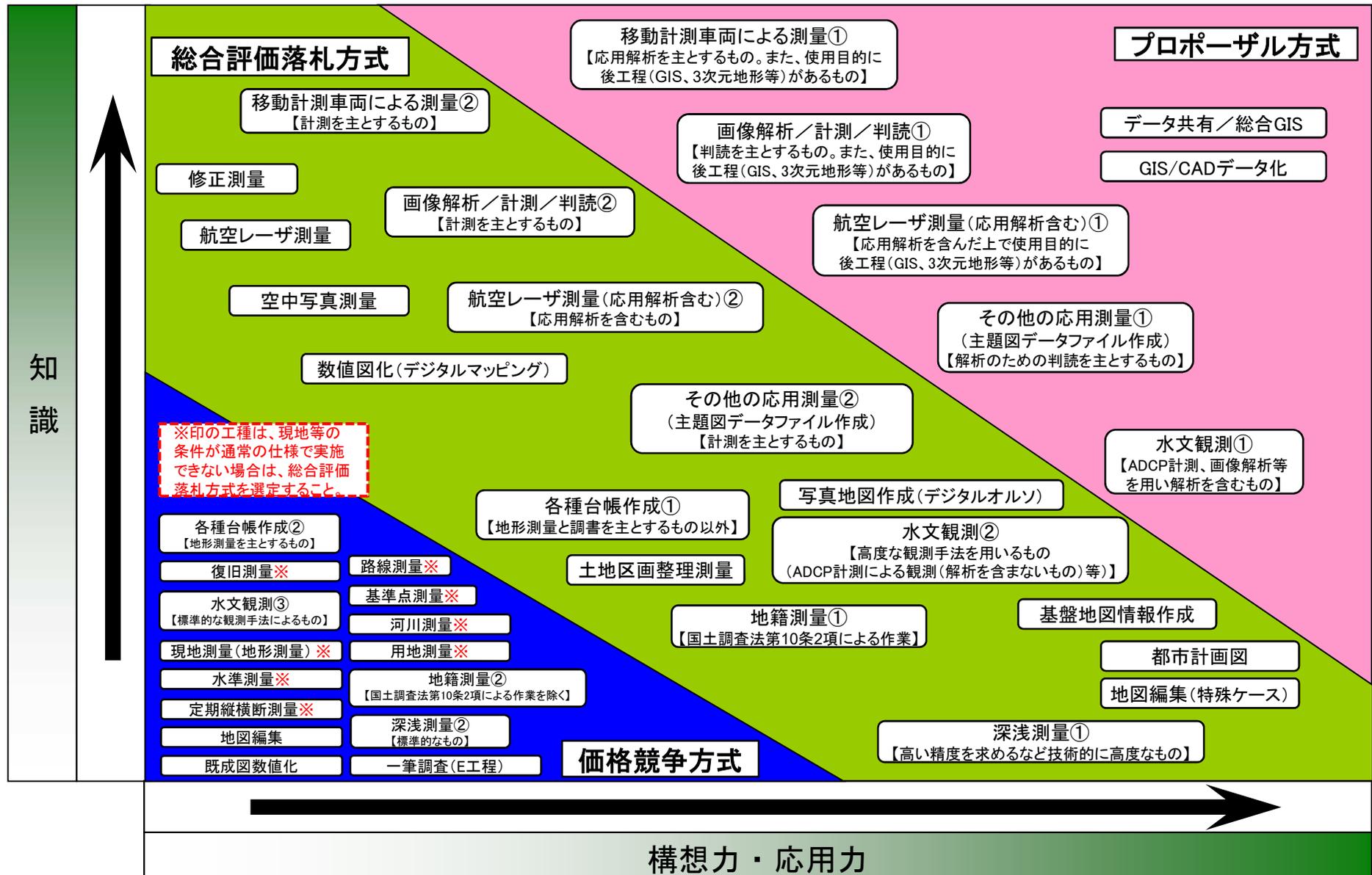
下水道事業



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

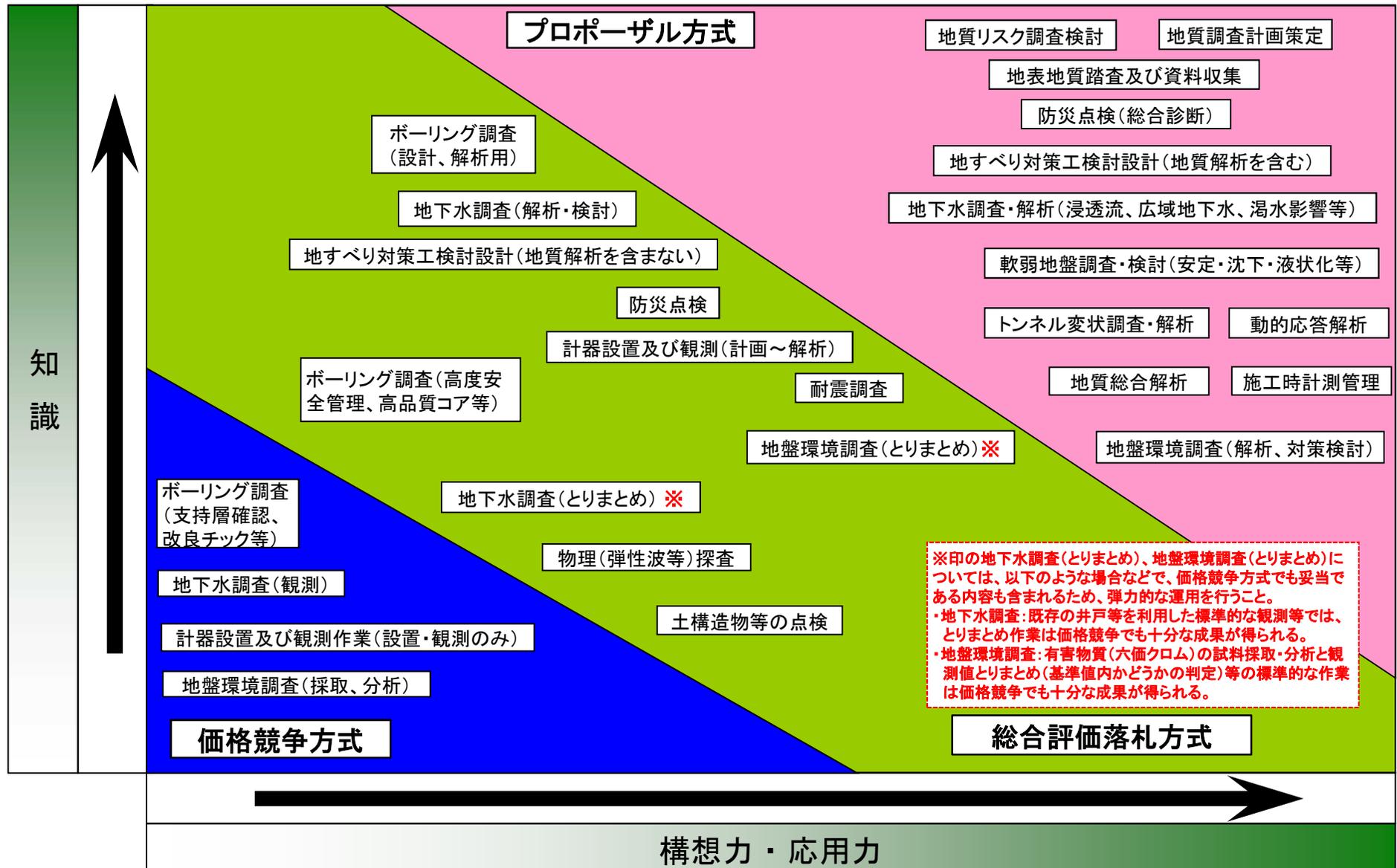
測量調査



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

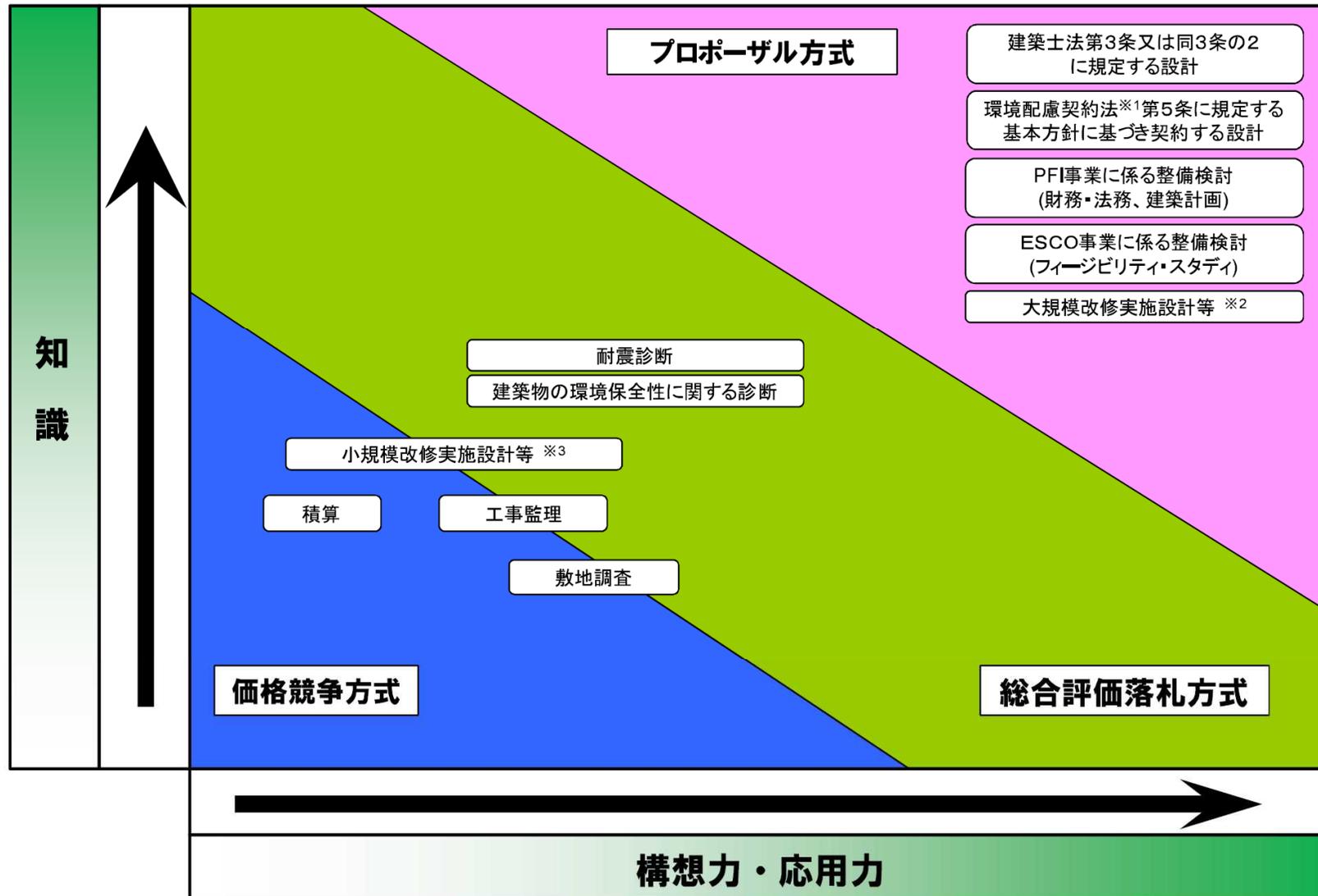
地質調査



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではありません。

標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

建築



※1 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

※2 耐震改修実施設計、大規模な改修実施設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計

※3 ※2以外の実施設計

※4 設計競技方式については上図によらないものとする

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

「政府調達に関する協定」(Agreement on Government Procurement: 略称GPA)

- 協定の適用を受ける価額の条件

この協定は、公示を行う時点において契約の価額が基準額と同額又はこれを超えるものと見積もられる調達契約について適用する。

- 協定の適用を受ける基準額

WTO基準額は、邦貨換算額(SDR→円)を基に2年毎に改定され、官報により告示される。

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に契約を締結する建設コンサルタント業務等に適用する基準額:

6,900万円

協定の適用を受ける対象サービスの範囲(詳細)

- 建築のためのサービス
- エンジニアリング・サービス
- その他の技術的サービス

 **ただし、独立して調達される場合の以下のサービスを除く**

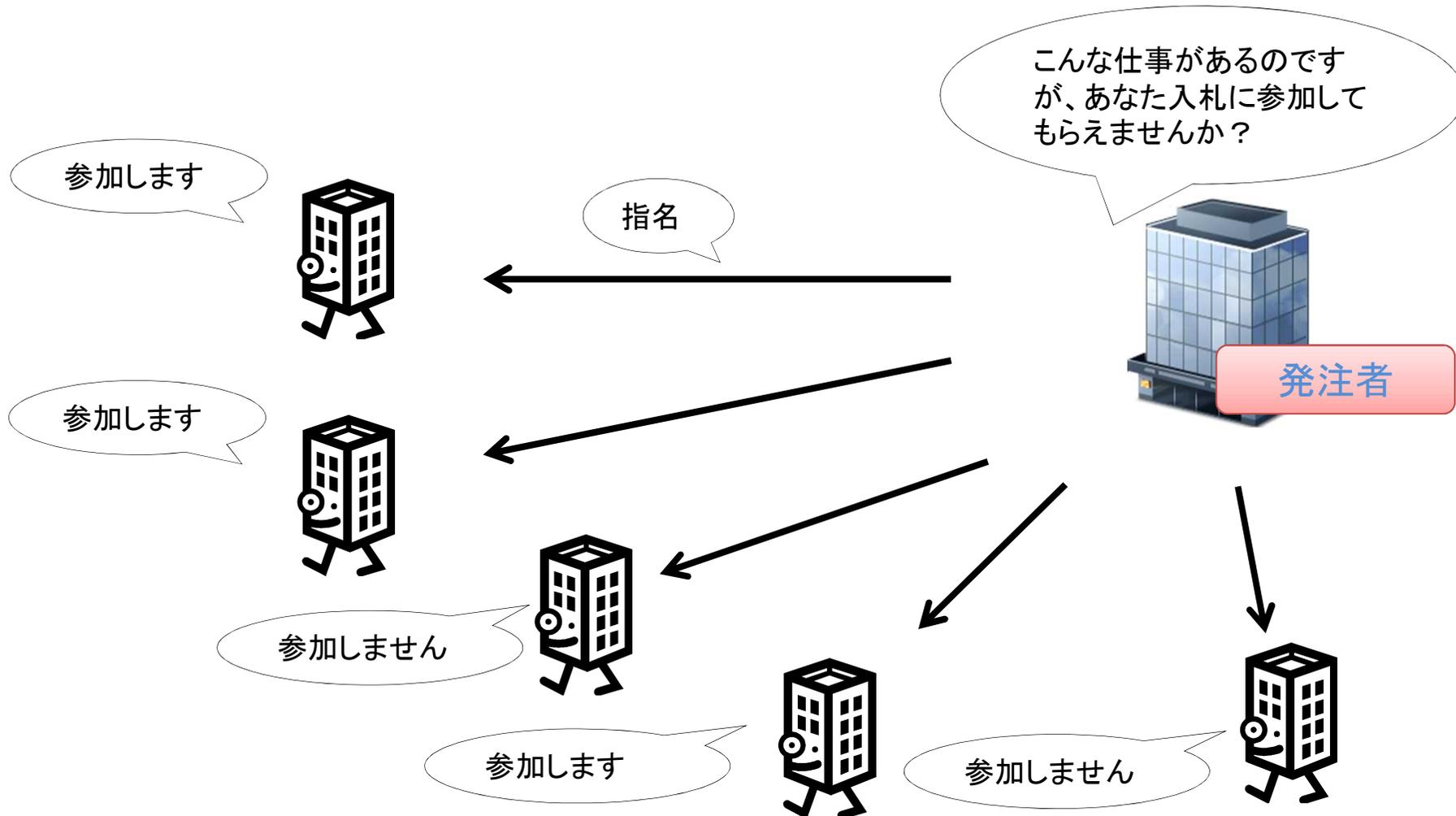
- 建築設計サービス(CPC86712)の実施設計サービス
- 契約監理サービス(CPC86713)
- 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC86722)、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC86723)又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC86724)のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス
- 建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス(CPC86727)

協定適用対象・対象外業務の例

政府調達協定適用対象外業務		政府調達協定適用対象業務		
	価格競争	技術競争	価格競争	技術競争
業務例	<ul style="list-style-type: none"> ○土木詳細設計業務 (一般的なもの) ○発注者支援業務 ○資料整理業務 ○交通量調査業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○土木詳細設計業務 ※技術力(コスト縮減・工期短縮・環境対策・景観デザイン等)が要求されるもの。 ○発注者支援業務 (高度な技術力等を要する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○測量 ○地質調査等 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本設計・予備設計・都市計画調査・地域計画調査 ○重要構造物の計画調査・環境影響調査、景観調査 ○計画から設計まで一括発注
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○主たる工種の歩掛が有る定型業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術的に高度な業務 ○歩掛の有無に係わらない 	<ul style="list-style-type: none"> ○主たる工種の歩掛が有る定型業務

発注者が、企業に対し受注意思確認を行った上で、指名する。参加希望者が10者に満たない場合は、補充する。

通常指名競争入札方式
指名型総合評価落札方式(業務能力評価型)

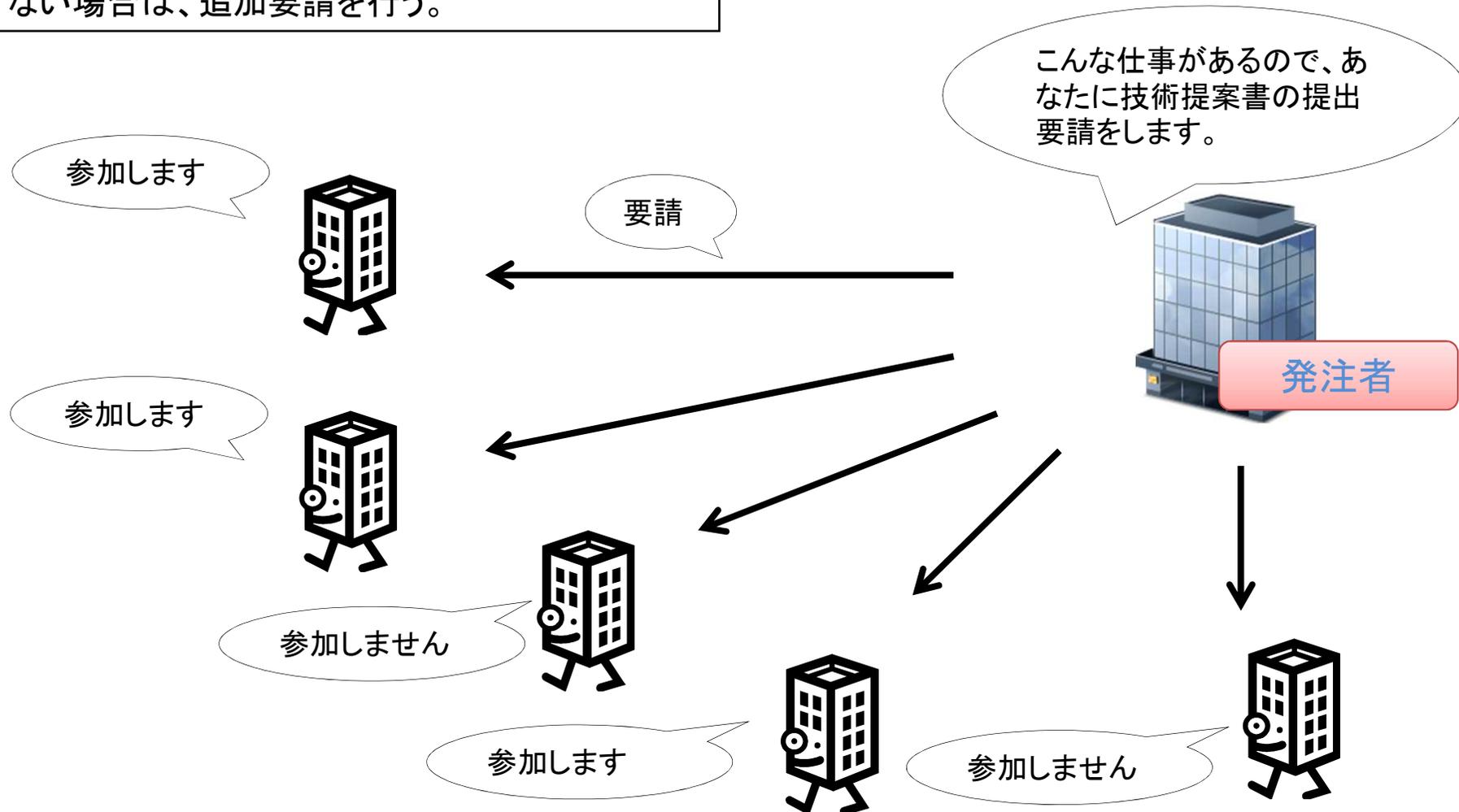


参加者の選定方法の選択

要請

発注者で企業を5者選定し、技術提案書の提出要請を行う。要請に応じてもらえるかどうかの事前確認は行わないが、参加表明者が3者に満たない場合は、追加要請を行う。

標準プロポーザル方式

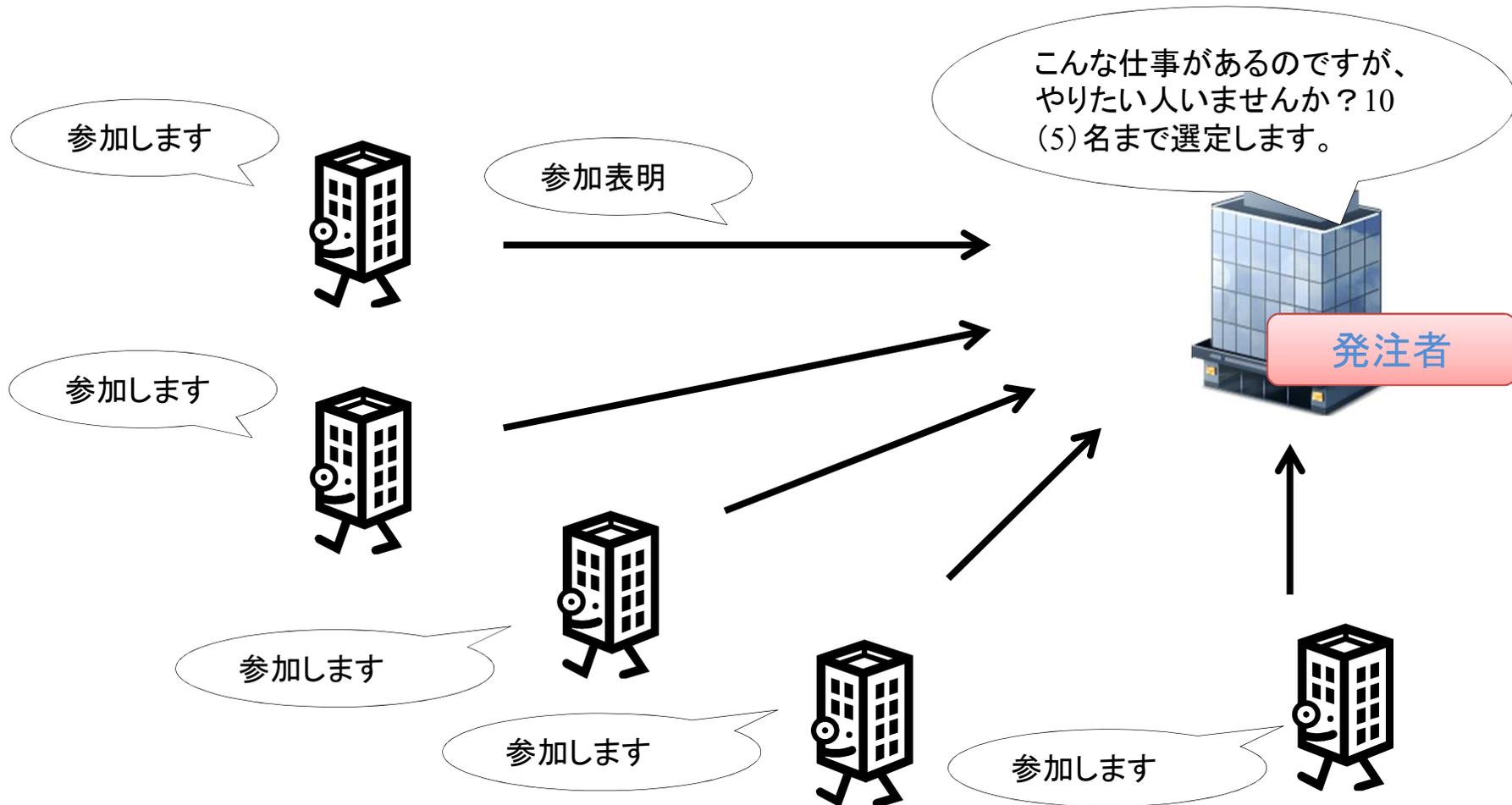


参加者の選定方法の選択

公募

発注者から参加要件を提示し、参加希望者を募る。
プロポーザル方式の場合は、5者に絞り込み、
それ以外の場合は10者に絞り込む。

簡易公募型プロポーザル方式
簡易公募型競争入札方式
簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)
簡易公募型総合評価落札方式(業務能力評価型)

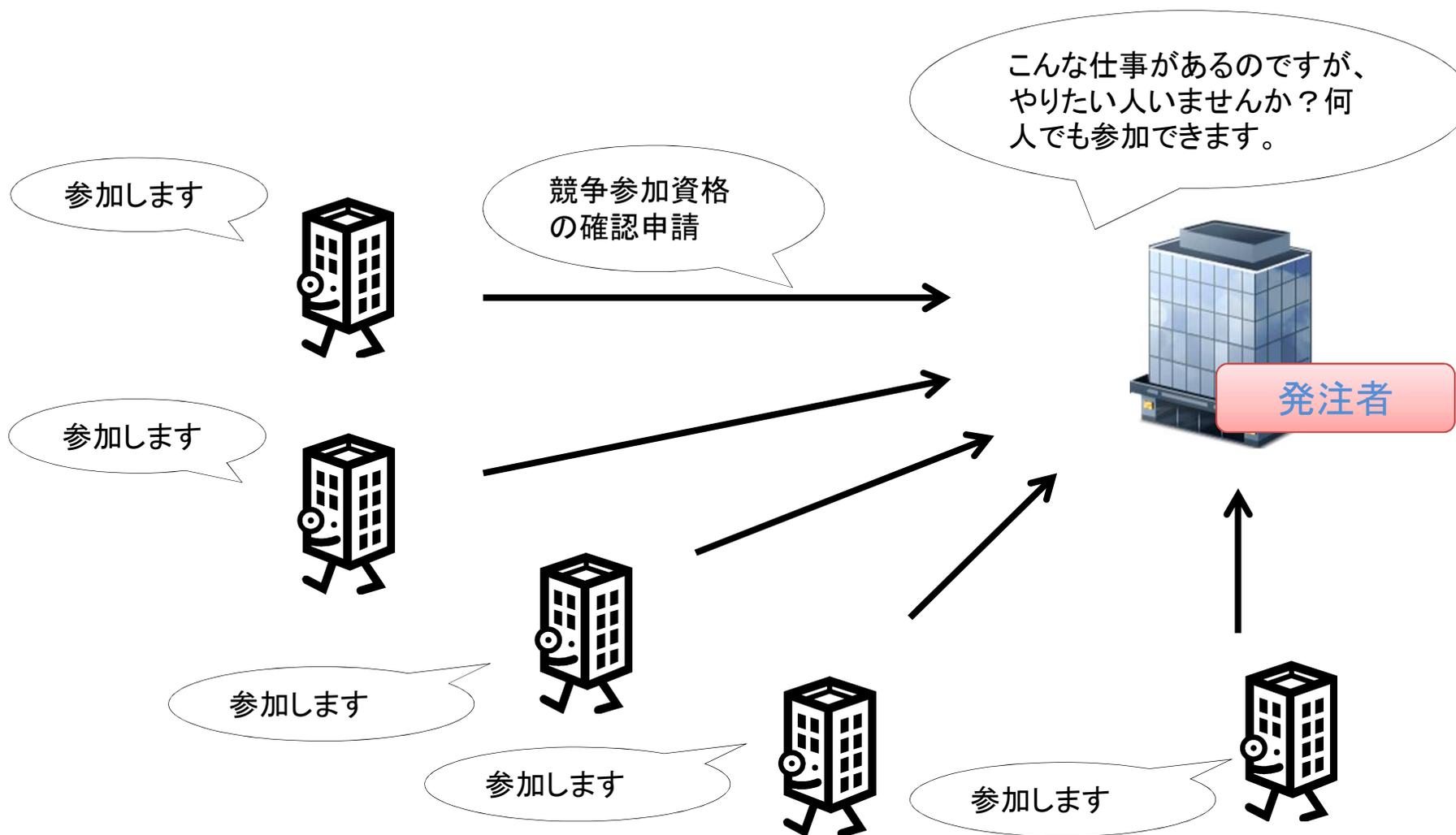


参加者の選定方法の選択

一般競争

発注者が参加要件を示し、参加希望者を募る。
絞り込みは行わない。

一般競争入札方式(総合評価落札方式)

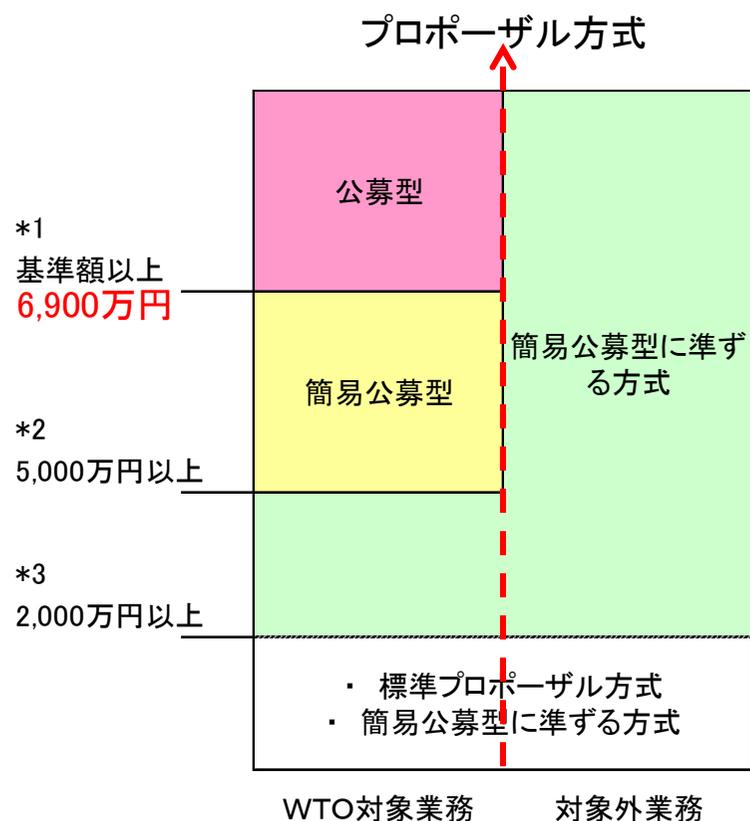


参加者の選定方法の選択

業務内容

業務規模

プロポーザル方式



*1
国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額(WTO基準額)

*2
「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成30年3月9日最終改正)

*3
近畿地整の運用

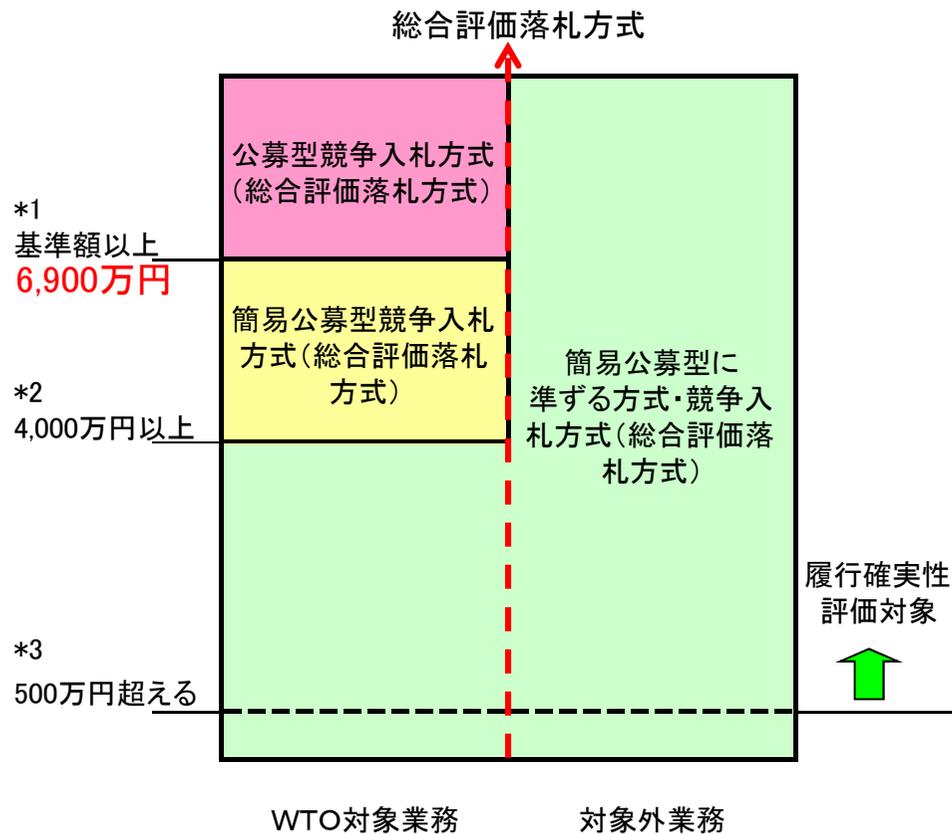
「標準的な業務内容に応じた発注方式選定表」において「プロポーザル方式」に分類されるものに適用

参加者の選定方法の選択

業務内容

業務規模

総合評価落札方式



*1 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額(WTO基準額)

*2 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大について」(平成20年1月23日)

*3 近畿地整の運用

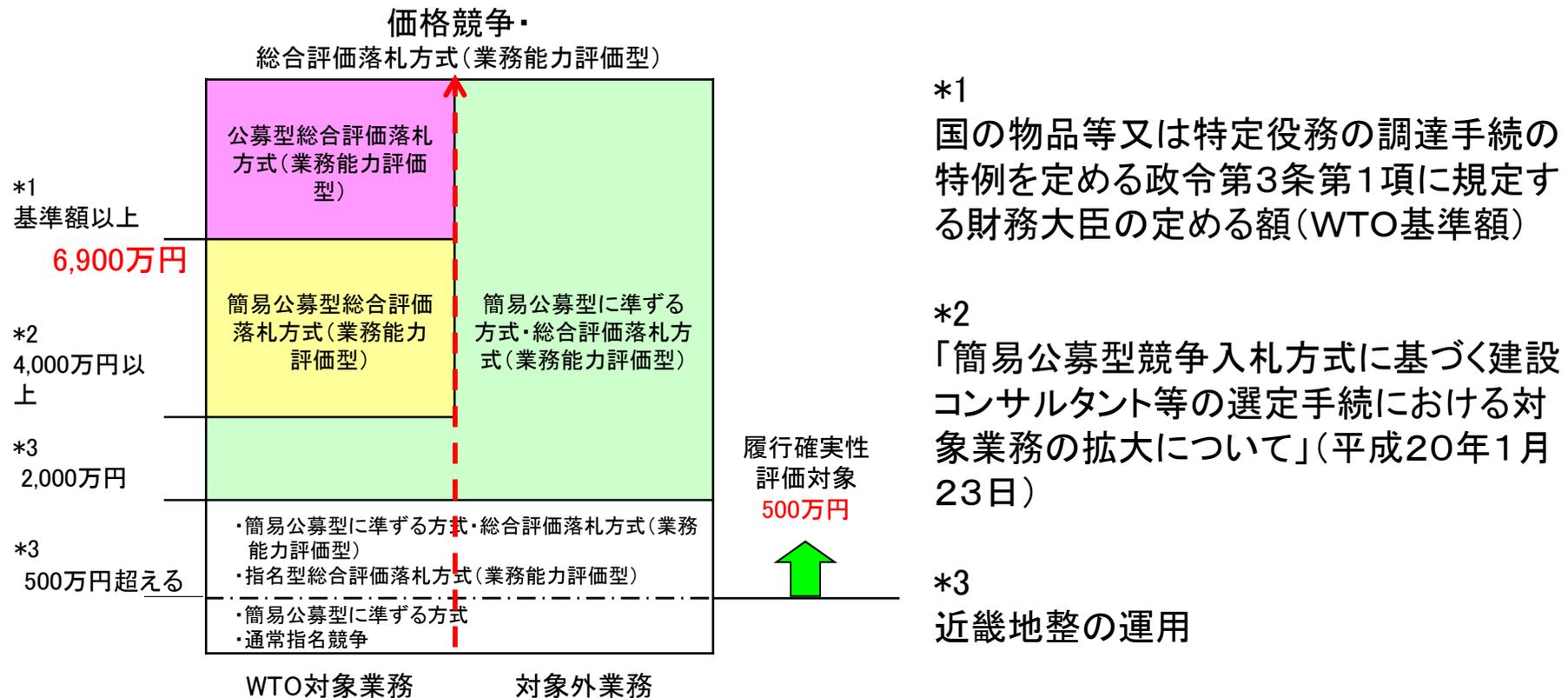
「標準的な業務内容に応じた発注方式選定表」において「総合評価落札方式」に分類されるものに適用

参加者の選定方法の選択

業務内容

業務規模

総合評価落札方式(業務能力評価型), 価格競争方式



「標準的な業務内容に応じた発注方式選定表」において「価格競争方式」に分類されるものに適用

2. 契約手続きの流れ

手続きの標準的日数

1) プロポーザル方式

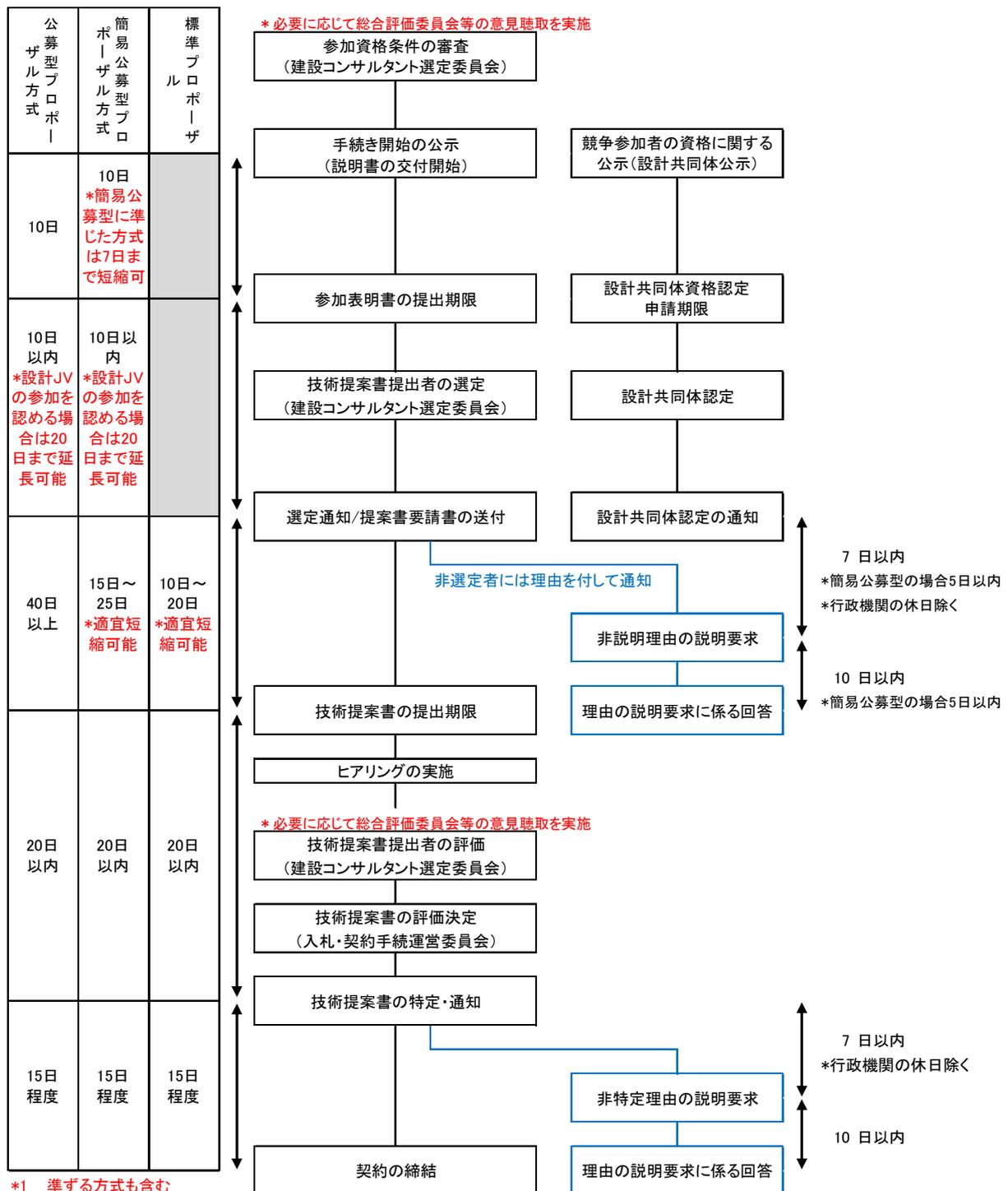
一般コンサルタント業務等

日数は業務内容に応じて短縮可能

- ・ 業務内容を勘案して技術提案書の作成日数に無理がないように設定する。
- ・ 日数は、翌日より起算し、特に注意書きが無い場合は行政機関の休日等を含む。

WTO対 象
+基準額 以上

WTO対 象
+5千万 円以上*1



2)総合評価落札方式(標準型)

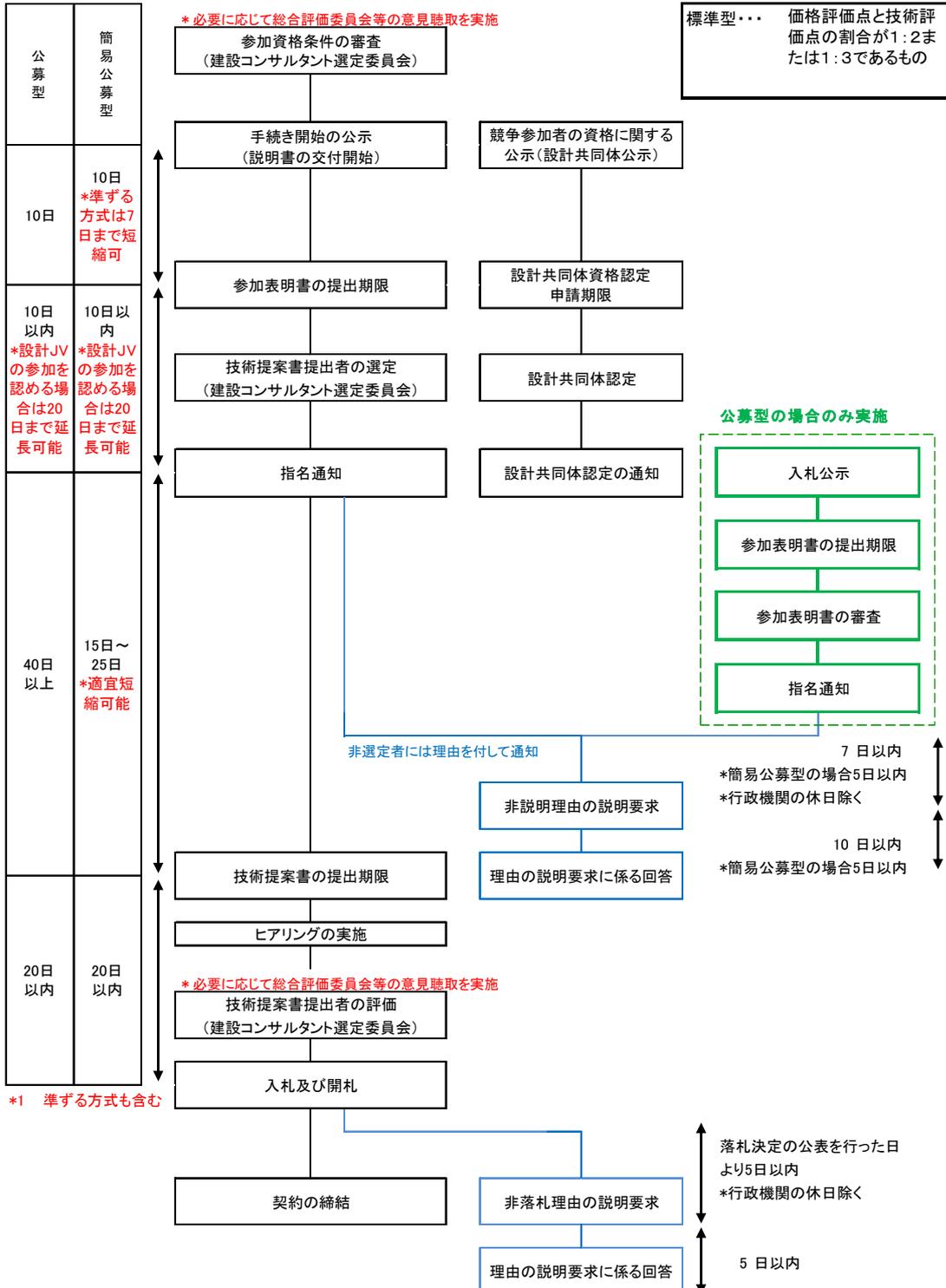
一般コンサルタント業務等

日数は業務内容に応じて短縮可能

- ・ 業務内容を勘案して技術提案書の作成日数に無理がないように設定する。
- ・ 日数は、翌日より起算し、特に注意書きが無い場合は行政機関の休日等を含む。

WTO対象
+基準額以上

WTO対象
+4千万円以上*1



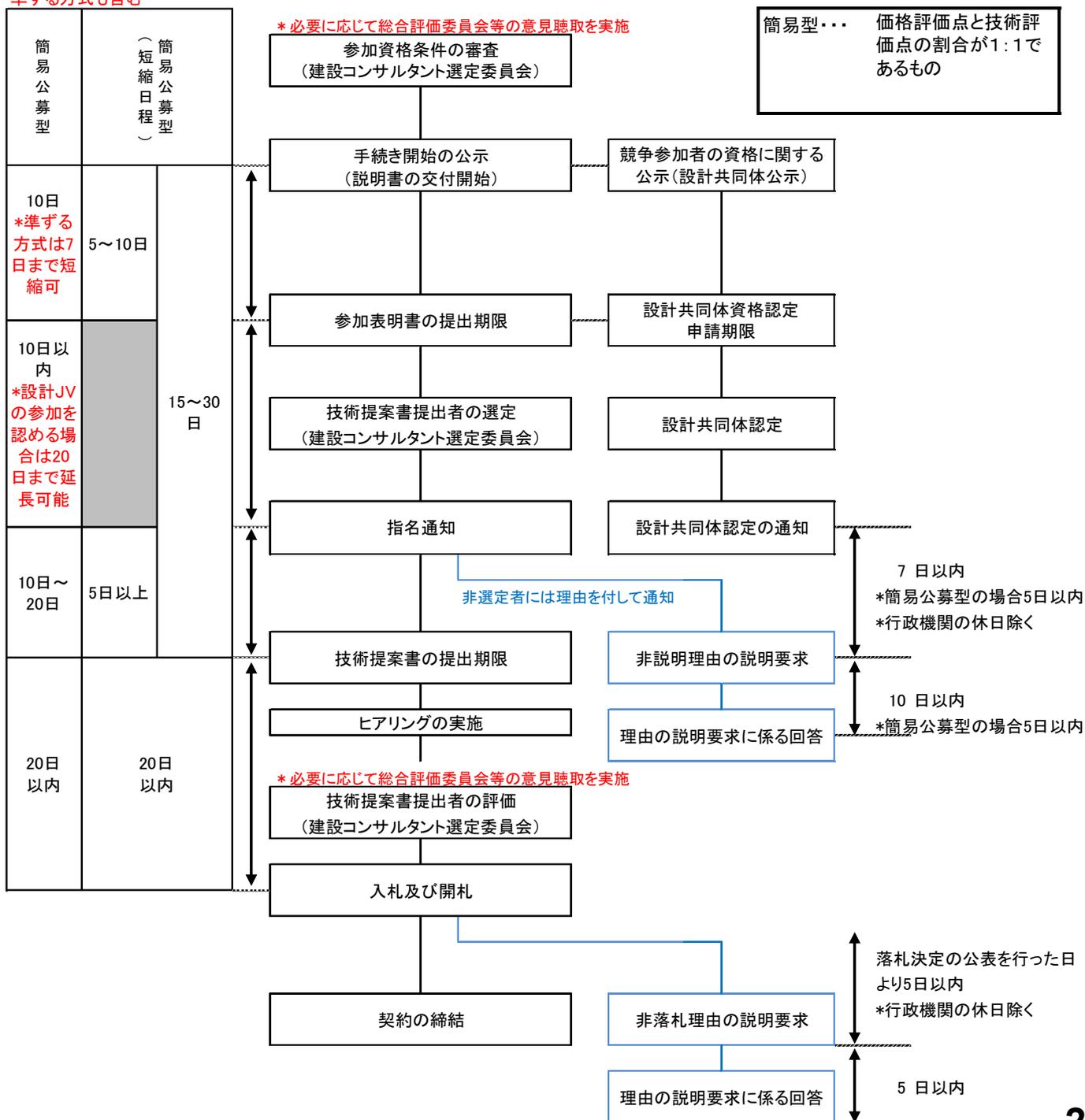
3) 総合評価落札方式(簡易型)

一般コンサルタント業務等

日数は業務内容に応じて短縮可能

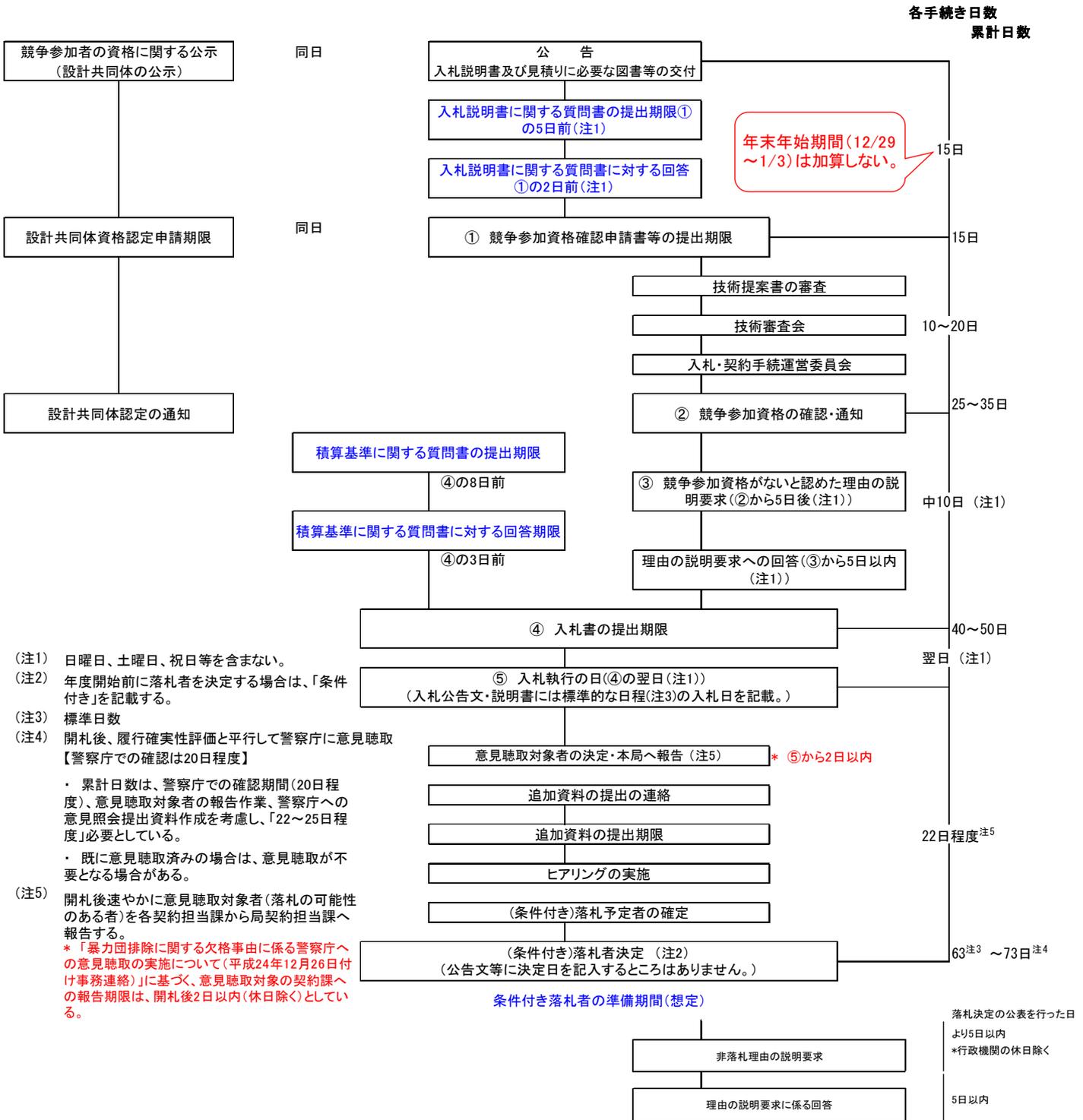
- ・ 簡易公募型もしくはそれに準じた方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図る。
- ・ 日数は、翌日より起算し、特に注意書きが無い場合は行政機関の休日等を含む。

準ずる方式も含む



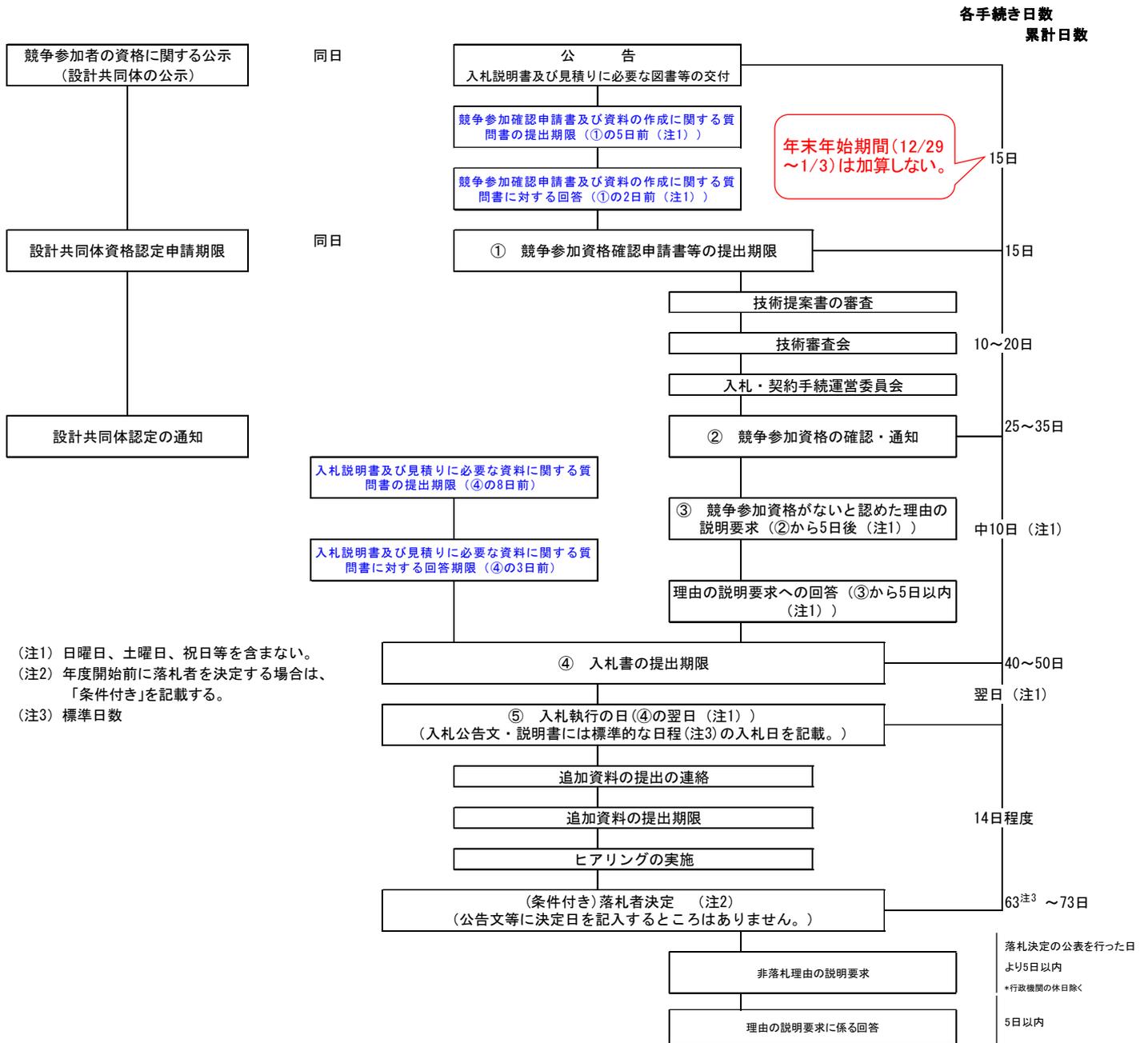
4)一般競争入札(市場化テスト対象)

発注者支援業務等



5)一般競争入札(市場化テスト対象外)

行政事務補助業務、施設点検補助業務



3. 要件の設定

競争参加者に関する要件

1. 基本的要件
2. 資本関係、人的関係に関する要件

⇒ すべての業務に共通する。

3. 業務拠点に関する要件

⇒ 業務内容に応じて設定する。

業務拠点に関する要件(地域要件)の設定

業務拠点に関する要件(地域要件)の基本的な考え方

発注方式		区分	業務規模(目安)		
			小	中	大
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
プロポーザル方式	標準プロポーザル	絞り込み条件	原則として、「近畿地方整備局管内に本店、支店又は営業所」		
	(簡易)公募型	業務拠点に関する要件	設定しない		
総合評価落札方式	(簡易)公募型	業務拠点に関する要件	業務内容、業者数に応じて適宜設定	設定しない ※	
価格競争方式	(簡易)公募型	業務拠点に関する要件	業務内容、業者数に応じて適宜設定	設定しない ※	
	通常指名型	絞り込み条件	業務内容、業者数に応じて適宜設定		

※補償コンサルタント業務では適宜設定

設計共同体の設定

共同設計方式

建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて(平成26年7月11日改正、国地契第20号、国官技第99号、国営整第84号)

- 単体企業に加え、設計共同体の参加も認める

共同設計方式の対象となる入札契約方式

- 公募型プロポーザル方式
- 簡易公募型*プロポーザル方式
- 総合評価落札方式 (補償コンサルタント業務除く)

* 簡易公募型に準ずる方式も含む

設計共同体の内容

- 構成員の数及び出資比率に関する要件は付さない

設計共同体の設定

設計共同体の組合せ

- 当該業務に対応する同一の業種区分の有資格者の組合せ
- 当該業務に対応する異なる業種区分の有資格者の組合せ

設計共同体の業務形態

- 構成員の分担業務は、必要以上に細分化しない
- ⇒
- 設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる場合などは設計共同体の参加を認めない
 - 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない

設計共同体の設定

設計共同体の目的

1 業務の複雑化、重層化による品質確保体制の確立

・自然環境調査の多様化、PI導入によるコミュニケーション技術の導入等、従来の調査・設計業務の高度化や上流・下流を通じた対応が必要。

2 公益法人業務における民間への技術移転

・従来、公益法人がもっていた専門技術・ノウハウを民間企業へ技術移転することにより、競争環境を充実させることが必要。

3 不透明な契約の改善と支払いの明確化

・再委託の上限を設定したが、業界団体より受注者側の裁量の範囲を狭めるものとの意見があり、透明性を確保する手続き手法として検討する必要あり。

平成22年3月16日「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会（第2回）」資料5より

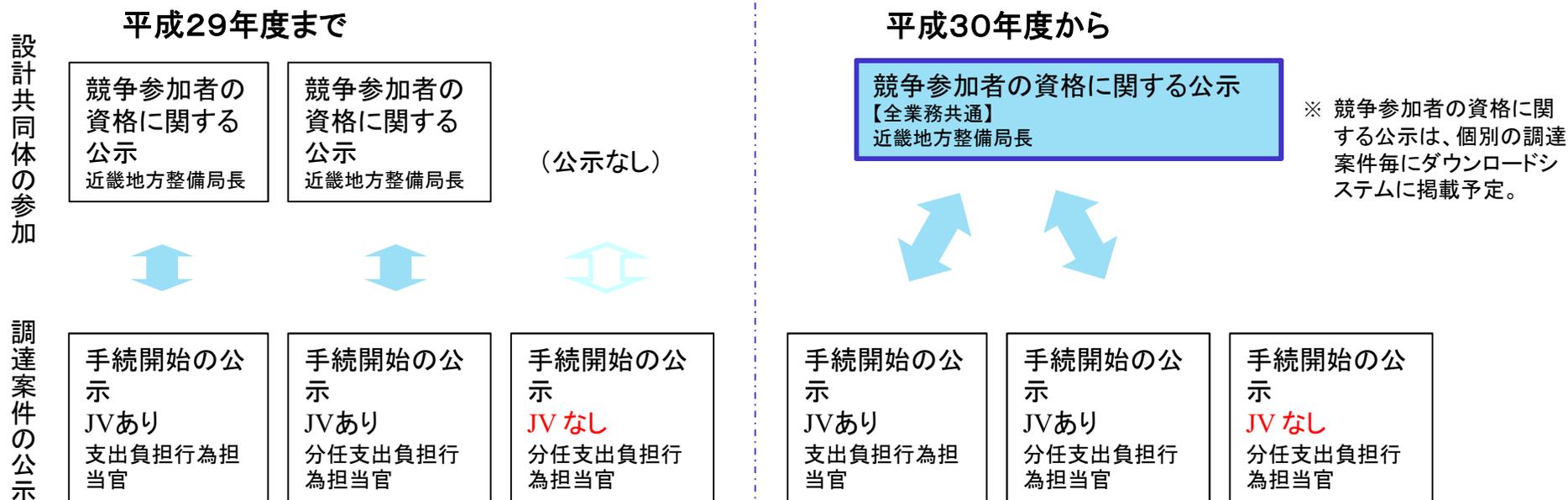
設計共同体の競争参加の取扱について 【平成30年4月公示より】

建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の申請手続きについては業務毎に公示を行っていましたが、平成30年4月より年間を通じて公示します。

競争参加者の皆様の手続き方法について変更はございません。

設計共同体としての競争参加に係る事項については、発注方式毎で確認願います。

なお、組み合わせにかかる競争参加資格の業種区分については、業務の手続開始の公示より確認すること。



個別業務毎の公示に合わせ、設計共同体の参加の公示

設計共同体の参加の公示は年間を通じて公示
個別業務毎の公示に示す要件から設計共同体適用の有無を確認

参加表明者に関する要件

1. 同種又は類似業務等の実績に関する要件

⇒ 業務内容に応じて設定する。

2. 実績の業務成績に関する要件

⇒ すべての業務に共通する

技術者に関する要件

1. 資格に関する要件

⇒ 業務区分(土木設計業務、測量業務など)に応じて適用される共通仕様書に基づき、業務内容に応じて設定する。

* 業務内容に応じて設定した資格要件は特記仕様書に記載する。

2. 同種又は類似業務等の実績に関する要件

⇒ 業務内容に応じて設定する。

3. 手持ち業務量制限に関する要件

⇒ すべての業務に共通する。

4. 実績の業務成績に関する要件

⇒ 業種区分に応じて設定する。

手持ち業務量の制限

手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)

国土交通省以外の発注者(民間、国内外を問わない)の業務を含めた全ての手持ち業務※との契約金額の合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。ただし、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。

※(管理技術者等(土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償関係コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者をいう。)となっている他の業務のうち500万円以上の業務。ただし、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担(翌債)(財政法第43条の3)により、履行期間を延長して前年度から当該年度に繰越を行ったもの(事故繰越し(財政法第42条ただし書き)を行った業務は除く。)は手持ち業務に含まない。【令和2年4月より】)

手持ち業務量の制限等の算定方法について【平成30年4月より】

- 複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数(注1)で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- また設計共同体として受注した業務の場合は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(注2)とする。

注1 月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。

注2 テクリスに登録されている場合においては、テクリス登録の請負金額とする。なお、提出された資料により出資比率等で分担金額が確認出来ない場合は、総契約金額(当該年度分)とする。



4. 評価項目の設定

評価項目の入札契約方式による違い

評価項目の内容は、入札契約方式によって異なる

評価の段階	評価基準の名称	入札契約方式	略称
選定段階	入札参加者を指名するための基準	(簡易)公募型競争入札 (価格競争、総合評価落札方式)	競
	技術提案書の提出者を選定するための基準	(簡易)公募型プロポーザル方式	プ
特定段階	技術評価点を算出するための基準	(簡易)公募型競争入札 (総合評価落札方式)	競
	技術提案書を特定するための評価基準	(簡易)公募型プロポーザル方式 標準プロポーザル方式	プ

技術等の評価の基本的な考え方

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の技術等の評価の配点イメージ

選定・指名段階 (共通)		10～15% (15%)	25～35% (25%)	15～20% (20%)	35～45% (40%)
		企業の実績等	企業の実績表彰	技術者の実績等	技術者の実績表彰
特定・入札段階		5～10% (10%)	15～20% (15%)	12.5～25% (15%)	50～62.5% (60%)
プロポーザル方式		技術者の実績等	技術者の実績表彰	実施方針	評価テーマ
総合評価落札方式 (1:3)	価格点	5～10% (10%)	15～20% (15%)	12.5～25% (25%)	50～62.5% (50%)
総合評価落札方式 (1:3) 技術者重視型	価格点	5～10% (10%)	40～45% (40%)		50% (50%)
総合評価落札方式 (1:2)	価格点	7.5～15% (15%)	18～25.5% (18%)	15～30% (19%)	37～52% (48%)
総合評価落札方式 (1:1)	価格点	12.5～25% (25%)		25～37.5% (25%)	50% (50%)
総合評価落札方式 (業務能力評価型)	価格点	(100%) (簡易な)実施方針			

評価の対象となる範囲の違い

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

● 企業と技術者の実績を認める年数の違い

項目	企業	技術者
同種または類似業務の実績	過去10年間	
テクリス評価点	過去2年間	過去4年間
表彰の実績	過去2年間	過去4年間

※業務実績には港湾空港関係を除く

● 入札契約方式による実績を認める範囲の違い

項目	総合評価落札方式 (一般競争入札方式除く)	プロポーザル方式
表彰の実績範囲	近畿地方整備局発注の業務、他局発注の連記業務	国土交通省の発注業務と、沖縄総合事務局開発建設部の発注業務

※業務実績には港湾空港関係を除く

評価項目の設定

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

評価年度の定義

評価項目	評価年度	定義	年度開始前の 公示・公告の場合
実績等	過去10年間	公示日の10年前の年度当初日から公示日までの期間	契約年度の10年前の年度当初日から公示年度(完了予定を含む)までの期間
成績・表彰	過去4年間	公示日が7月まで: 公示日の5年前に該当する年度から2年前に該当する年度までの期間 公示日が8月以降: 公示日の4年前に該当する年度から前年に該当する年度までの期間	契約年度の5年前に該当する年度から公示日の前年に該当する年度までの期間
	過去2年間	公示日が7月まで: 公示日の3年前に該当する年度から2年前に該当する年度までの期間 公示日が8月以降: 公示日の2年前に該当する年度から前年に該当する年度までの期間	契約年度の3年前に該当する年度から公示日の前年に該当する年度までの期間

指名・選定段階の評価項目

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

標準配点(選定段階)

入札参加者を指名するための基準

技術提案書の提出者を選定するための基準 標準配点

* 共通

評価項目		評価の着目点		配点
参加表明者<企業>の経験及び能力	資格・実績等	資格要件(当該部門の建設コンサルタント登録等)	◎	5
		同種・類似業務等の実績(過去10年)	◎	10
	成績・表彰	業務成績(過去2年)	◎	20
		業務表彰(過去2年)	◎	5
小計				40

評価項目		評価の着目点		配点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等	◎	5
		同種・類似業務等の実績(過去10年)	◎	10
		地域精通度(過去10年)	○	5
	成績・表彰	業務成績(過去4年)	◎	15
		同種・類似業務の成績(過去10年)	◎	20
		業務表彰(過去4年)	◎	5
資格・実績等	手持ち業務	◎	—	
配置予定担当技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等	△	—
		手持ち業務	△	—
		同種・類似業務の成績(過去10年)	△	—
	成績・表彰	業務表彰(過去4年)	△	—
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等	○	—
小計				60

評価項目	評価の着目点		配点
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	◎	—

合計			100
----	--	--	-----

「◎」: 必須、「○」: 必要に応じ設定、「△」: 標準では設定しない

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

資格・実績等

* 共通

- 近畿地方整備局における一般競争参加資格の当該業務に関する部門の登録を評価
- 過去10年間ににおける実績について同種業務の数などを評価

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

成績・表彰

成績

* 共通

- 過去2年間に完了した業務のテクリス平均点を評価
- 国土交通省と沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（港湾空港関係を除く）が対象

表彰

* 共通でない

- 国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の過去2年間に完了した同種又は類似業務の優良工事等施工者表彰の経験を評価（**プ**）
- 近畿地方整備局※（港湾空港関係を除く）発注の過去2年間に完了した業務の優良工事等施工者表彰の経験を評価（**競**）

※ 各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

資格・実績等

技術者資格等

* 共通

- 保有資格を加点評価する。(国土交通省登録技術者資格を必要に応じ設定)

同種又は類似業務の実績

* 共通

- 過去10年間に完了した同種又は類似業務の実績等を評価する。(※)

地域精通度 *任意項目

* 共通

- 過去10年間に完了した業務の実績を、受注地域により評価する。(※)

(※)期間中に産前・産後・育児休業、介護休業及び疾病休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

成績・表彰

成績

* 共通

- 過去4年間に完了した業務のテクリス平均点を評価(※)
- 国土交通省と沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(港湾空港関係を除く)が対象

同種又は類似業務の成績

- 過去10年間に完了した同種又は類似業務のテクリス評価点を評価(※)
- 国土交通省と沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(港湾空港関係を除く)が対象

(※)期間中に産前・産後・育児休業、介護休業及び疾病休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

成績・表彰

表彰

* 共通でない

- 国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の過去4年間に完了した同種又は類似業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰の経験を評価（**プ**）（※1）
- 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の過去4年間に完了した業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰の経験を評価（**競**）（※1）（※2）
- 照査技術者の実績は認めない

（※1）期間中に産前・産後・育児休業、介護休業及び疾病休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える。

（※2）各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

資格・実績等 *任意項目

* 共通

- 配置予定担当技術者について項目を設ける場合は、要件として設定するため、選定段階では数値化しない。
- 入札段階では、担当技術者の評価は必須としている。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

資格・実績等 *任意項目

* 共通

- 配置予定照査技術者について項目を設ける場合は、要件として設定するため、数値化しない。

入札・特定段階の評価項目

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

標準配点(特定段階)

評価項目	評価の着目点	プロポーザル	総合評価落札方式								業務能力評価型				
			1:3		1:3(技術者重視型)		1:2		1:1						
配置予定 技術者の 経験及び能 力	資格・実績等	管理技術者	技術者資格等	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	4	—	—
		同種・類似業務等の実績(過去10年)	◎	2	◎	2	◎	4	◎	4	◎	8	—	—	
		担当技術者	技術者資格等	○		○		○		○		○		—	—
		同種・類似業務等の実績(過去10年)	◎	2	◎	2	◎	2	◎	4	◎	4	—	—	
	成績・表彰等	照査技術者	技術者資格等	○	2	○	1	○	2	○	2	○	4	—	—
		管理技術者	地域精通度(過去10年)	○	1	○	2	○	—	○	2	○	3	—	—
		担当技術者		○	1	○	1	○	—	○	1	○	2	—	—
		管理技術者	業務成績(過去4年)	◎	8	◎	8	◎	38	◎	10	◎	12	—	—
担当技術者		◎	4	◎	4	◎	—	◎	5	◎	8	—	—		
管理技術者	業務表彰(過去4年)	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	3	—	—		
担当技術者		◎	1	◎	1	◎	—	◎	1	◎	2	—	—		
小計			25		25		50		33		50		0		

評価項目	評価の着目点	プロポーザル	総合評価落札方式								業務能力評価型		
			1:3		1:3(技術者重視型)		1:2		1:1				
業務理解度		◎	3	◎	5	◎	10	◎	4	◎	10	—	—
実施手順		◎	3	◎	5	◎	10	◎	4	◎	10	—	—
工程表		◎	3	◎	5	◎	10	◎	4	◎	10	—	—
その他(有益な代替案、重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応)		◎	3	◎	5	◎	10	◎	4	◎	10	—	—
その他(地域の実情を把握した上で業務の円滑な実施に関する提案)		○	3	○	5	○	10	○	3	○	10	—	—
簡易な実施方針(業務理解度、工程表)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	60
小計			15		25		50		19		50		60

評価項目	評価の着目点	プロポーザル	総合評価落札方式								業務能力評価型		
			1:3		1:3(技術者重視型)		1:2		1:1				
テーマ1	的確性	◎	14	◎	13	—	—	◎	24	—	—	—	—
	実現性	◎	10	◎	12	—	—	◎	24	—	—	—	—
	独創性	◎	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
テーマ2	上記同様	◎	30	◎	25	—	—	—	—	—	—	—	—
小計			60		50		0		48				

合計			100		100		100		100		100		60
----	--	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	----

「◎」: 標準、「○」: 必要に応じ設定、「—」: 設定しない

※国土交通省登録資格の設定により配点は異なるものである。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

資格・実績等

技術者資格等

* 共通

- 保有資格を加点評価する。(国土交通省登録技術者資格を必要に応じ設定。)

同種又は類似業務の実績

* 共通

- 過去10年間に完了した同種又は類似業務の実績等を評価する。(※)

地域精通度(管理・担当技術者) *任意項目

* 共通

- 過去10年間に完了した業務の実績を、受注地域により評価する。(※)

(※)期間中に産前・産後・育児休業、介護休業及び疾病休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えること。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

成績・表彰

成績

* 共通

- 過去4年間に完了した業務のテクリス平均点を評価する。(※)
- 国土交通省と沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(港湾空港関係を除く)が対象

(※)期間中に産前・産後・育児休業、介護休業及び疾病休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えること。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の例

成績・表彰

表彰

* 共通でない

- 国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の過去4年間に完了した同種又は類似業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰の経験を評価（**プ**）
- 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の過去4年間に完了した業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰の経験を評価（**競**）
- 照査技術者の実績は認めない

（※1）期間中に産前・産後・育児休業、介護休業及び疾病休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える。

（※2）各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。

民間資格の登録制度の創設と活用

背景

社会資本の維持管理を適切に行っていくためには、当該社会資本がどのような設計に基づいて建設されているか、といった知識・情報も重要である。一方、社会資本の新設にあたっては、建設後どのように機能維持されるか、といった知識・情報も重要である。すなわち、社会資本の維持管理と新設は、表裏一体の関係にあり、新設の調査・設計等においても、民間資格の登録制度の早期の構築が必要。

- 平成26年11月28日、点検、診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす技術者資格の登録について定めた登録規程が制定され、平成27年1月26日に登録資格が公表された。
- これまでに5回の公募を行い全288資格が登録されており、令和2年2月5日には新たに32資格を追加登録するとともに、平成27年1月26日登録の50資格について更新を行った。
- 入札契約手続きに際し、下記の段階において上記、登録技術者資格(320資格)を「加点評価する資格」に位置づける。

プロポーザル方式の選定段階・特定段階、総合評価落札方式の指名段階・入札段階

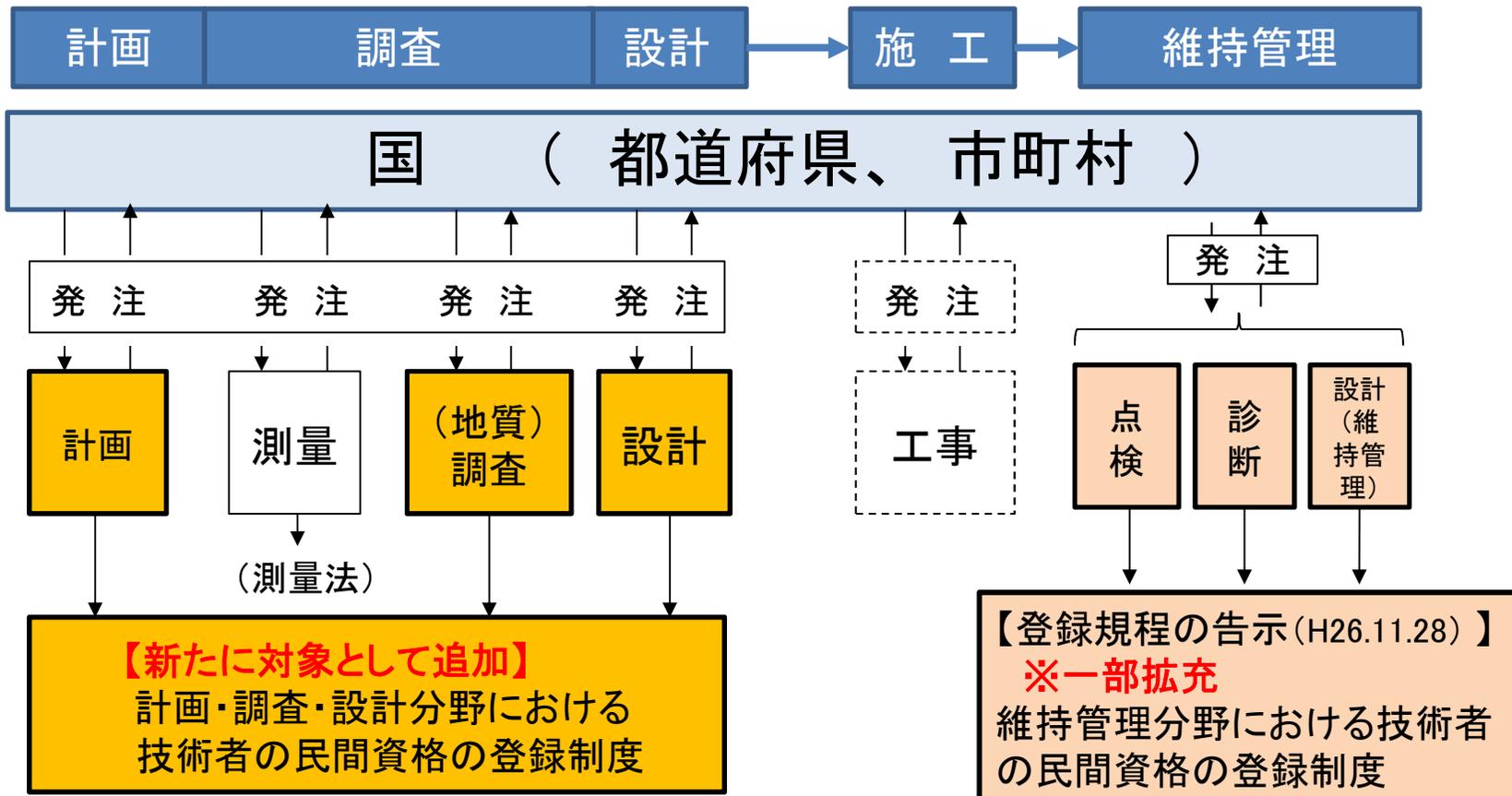
技術者資格登録の経緯(H26～)

○平成26年度に、技術者資格登録規程^(※)の制定により民間資格の登録制度を構築するとともに、維持管理分野50資格を登録。
○令和元年度は32資格が追加登録、平成26年度登録の50資格が更新され、全体で320資格が登録されている。



- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野。
- 業務の対象：工事完成後の点検、診断等に加え、計画、調査、設計分野を対象に追加あわせて、点検・診断等の維持管理分野も拡充。
⇒平成27年10月16日 技術者資格登録規程 改正

(概念図)



管理・担当・照査 技術者

計画・調査・設計分野における対象とする区分 (施設分野-業務-知識・技術を求める者)

		専門分野														横断分野				
部門		河川、砂防及び 海岸・海洋				港湾及び空港		道路			下水道	造園	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	建設電気通信	地質・土質	宅地防災	建設環境	
施設分野等	業務	河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸	港湾(※)	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	都市公園等	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	電気施設・通信施設・制御処理システム	地質・土質	宅地防災	建設環境
計画		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	
調査		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	□	○	□
設計		○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	

※潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

知識・技術を求める者: □ 管理技術者

○ 管理技術者と照査技術者両者(両者に同様の知識・技術を求める)

管理・担当・照査 技術者

維持管理分野における対象とする区分 (施設分野-業務-知識・技術を求める者)

部門	道路							河川	砂防			海岸	下水道	港湾	空港	都市公園	土木機械設備
施設分野等	強調 (鋼橋)	橋梁 (コンクリート橋)	トンネル	道路土工構造物 (土工)	(シェッド・大型カルバート等) 道路土工構造物	舗装	小規模附属物	堤防・河道	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	下水道管路施設	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)	土木機械設備
業務分野																	
点検	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	■	□	□	■	■
診断	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	■	□
設計 (維持管理)														□	□		
計画策定 (維持管理)														□			

知識・技術を求める者:

- 管理技術者
- 担当技術者
- 管理技術者と担当技術者両者

管理・担当・照査 技術者

配置予定技術者の評価基準一覧①(発注時参照)

		分野																														
部門	施設分野	河川関係										道路関係							造園		都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	建設電気通信	地質・土質	宅地防災	建設環境	港湾および空港		下水道		
		河川・ダム	堤防・河川	砂防	砂防設備	地すべり対策	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊等対策	急傾斜崩壊防止施設	海岸	海岸堤防等	道路	橋梁	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	道路土工構造物(土工)	道路土工構造物(シエッド・大型カルバート等)	舗装	小規模附属物								都市公園等	公園施設(遊具)		都市計画及び地方計画	建設機械
計画	⑤	-	⑤	-	⑤	-	⑤	-	⑤	-	⑤	⑤	-	-	⑤	-	-	-	-	⑤	-	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	①	⑤	①	⑤	⑤	②
調査	⑤	-	⑤	-	⑤	-	⑤	-	⑤	-	⑤	⑤	-	-	⑤	-	-	-	-	⑤	-	⑤	⑤	⑤	⑤	②	⑤	②	⑤	⑤	②	
設計	⑤	-	⑤	-	⑤	-	⑤	-	⑤	-	⑤	⑤	-	-	⑤	-	-	-	-	⑤	-	⑤	⑤	⑤	⑤	①	⑤	①	⑤	⑤	②	
点検	-	④	-	②	-	②	-	②	-	②	-	③	③	③	③	③	③	③	③	-	④	-	-	-	-	-	-	-	-	②	②	④
診断	-	④	-	②	-	②	-	②	-	②	-	③	③	③	③	③	③	③	③	-	④	-	-	②	-	-	-	-	-	②	②	②

※上記に該当しない施設、業務については、①を適用すること。

知識・技術を求める者:

①→登録が無い場合

②→管理技術者に関わる資格のみ登録がある場合

③→担当技術者に係る資格のみ登録がある場合

④→管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合

⑤→管理技術者及び照査技術者に係る資格の登録がある場合

管理・担当・照査 技術者

配置予定技術者の評価基準一覧②(発注時参照)

①登録が無い場合

	指名・選定段階		入札、特定段階	
	資格評価の有無	評価順位	資格評価の有無	評価順位
管理技術者	有	①技術士、博士 ② ①以外	有	①技術士、博士 ② ①以外
担当技術者	無	—	無	—
照査技術者(配置する場合)	無	—	有	①技術士、博士 ② ①以外

②管理技術者に係る資格のみ登録がある場合

	指名・選定段階		入札、特定段階	
	資格評価の有無	評価順位	資格評価の有無	評価順位
管理技術者	有	①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③ ①、②以外	有	①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③ ①、②以外
担当技術者	無	—	無	—
照査技術者(配置する場合)	無	—	有	①技術士、博士 ② ①以外

③担当技術者に係る資格のみ登録がある場合

	指名・選定段階		入札、特定段階	
	資格評価の有無	評価順位	資格評価の有無	評価順位
管理技術者	有	①技術士、博士 ② ①以外	有	①技術士、博士 ② ①以外
担当技術者	無	—	有	①技術士、博士、国土交通省登録技術者資格 ② ①以外
照査技術者(配置する場合)	無	—	有	①技術士、博士 ② ①以外

④管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合

	指名・選定段階		入札、特定段階	
	資格評価の有無	評価順位	資格評価の有無	評価順位
管理技術者	有	①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③ ①、②以外	有	①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③ ①、②以外
担当技術者	無	—	有	①技術士、博士、国土交通省登録技術者資格 ② ①以外
照査技術者(配置する場合)	無	—	有	①技術士、博士 ② ①以外

⑤管理技術者及び照査技術者に係る資格の登録がある場合

	指名・選定段階		入札、特定段階	
	資格評価の有無	評価順位	資格評価の有無	評価順位
管理技術者	有	①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③ ①、②以外	有	①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③ ①、②以外
担当技術者	無	—	無	—
照査技術者(配置する場合)	無	—	有	①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③ ①、②以外

①～⑤で、配置予定技術者の各段階での評価が異なりますので、留意願います。

5. 総合評価落札方式における落札者の決定方法

総合評価落札方式における落札者の決定方法について

評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の算出方法は加算方式とする。

1) 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点と技術評価点の設定

総合評価落札方式の種類	価格評価点の配分点	技術評価点の満点
簡易型(1:1)	60点	60点
標準型(1:2)	30点	60点
標準型(1:3)	20点	60点

3) 算出方法

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times \frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

総合評価落札方式における落札者の決定方法について

4) 履行確実性の評価

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点)
+ (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

- ① 配置予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 評価テーマに対する技術提案
- ④ 技術提案の履行確実性

総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

- ◆総合評価の低入札業務においては業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、技術提案の内容が適正に履行されないおそれ
 - ◆技術提案の評価項目に「**履行確実性**」を加えた**技術評価を実施**
- ※建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について（平成22年4月27日国土交通省大臣官房技術調査課長通達）
- ◆対象業務：予定価格が1千万円を超える業務。【平成22年6月21日より適用】

低価格受注対策の更なる強化

平成25年10月から**総合評価落札方式(業務能力評価型)**を**試行し、平成27年10月から本格運用**。

500万円を超える業務については原則価格競争を廃止し、総合評価落札方式で実施することで、**履行確実性評価の試行拡大**を図る。

●**予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務**においては、調査基準価格の設定がないことから、低価格の入札・契約があった場合の対応ができない。このため、調査基準価格に相当する基準価格として、**「品質確保基準価格」を設定**する。

※なお、価格競争では技術提案の評価が無いことから、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る価格での入札となった場合については、「履行確実性」を加えた技術評価は行わず、低価格受注となる。

低入札等業務(低価格受注)とは

◆低入札等業務(低価格受注)とは

- 「調査基準価格未満」又は、「品質確保基準価格未満」で受注したものをいう。
- 「調査基準価格未満」で入札し受注したものを「低入札業務」という。

◆調査基準価格とは

- 予決令第85条の基準に基づく価格
- 当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準
(政令: 予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約で作成)

◆品質確保基準価格とは

- 予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務において、調査基準価格に相当する基準価格
(近畿地方整備局においては、平成24年6月以降の手続きを開始する業務から設定)

調査基準価格とは

予決令第85条の基準に基づく価格

- 調査基準価格(当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準)は次のとおり。

$$\text{調査基準価格} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10$$

業種区分	①	②	③	④	上限	下限
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8乗じて得た額	—	予定価格の10分の8.2	予定価格の10分の6
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	予定価格の10分の8	予定価格の10分の6
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	予定価格の10分の8	予定価格の10分の6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	予定価格の10分の8.5	予定価格の3分の2
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	予定価格の10分の8	予定価格の10分の6

品質確保基準価格とは

調査基準価格に相当する基準価格の設定

- **予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務**においては、調査基準価格の設定がないことから、低価格の入札・契約があった場合の対応ができない。このため、調査基準価格に相当する基準価格として、「**品質確保基準価格**」を設定する。

品質確保基準価格

業種区分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量	78%
地質調査業務	82%
補償関係コンサルタント業務	79%

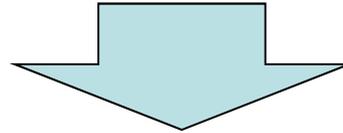
※業種区分は、業務に応じて、ひとつの業種区分の割合により算出。

※1,000万円超の業務における平均的な調査基準価格の割合を適用

総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

○調査基準価格又は品質確保基準価格以上

入札参加者が調査基準価格又は品質確保基準価格以上で、提出資料(参加表明書及び技術提案書)において 履行確実性が確認できると認められる場合は、ヒアリングを省略できる。



- ・入札辞退、無効、予定価格超過の者は含まない。
- ・提出資料により確認する項目は、下記のとおりとする。
- ・提出資料による確認の結果、疑義があった者については、電話によるヒアリングを実施する。

- ①業務の目的が理解されておらず、実施方針、実施フロー、工程計画、評価テーマの妥当性が著しく劣っていないか。
- ②過度な技術提案内容(実施方針、実施フロー、工程計画、評価テーマ)になっていないか。
- ③業務の実施体制に問題がないか。

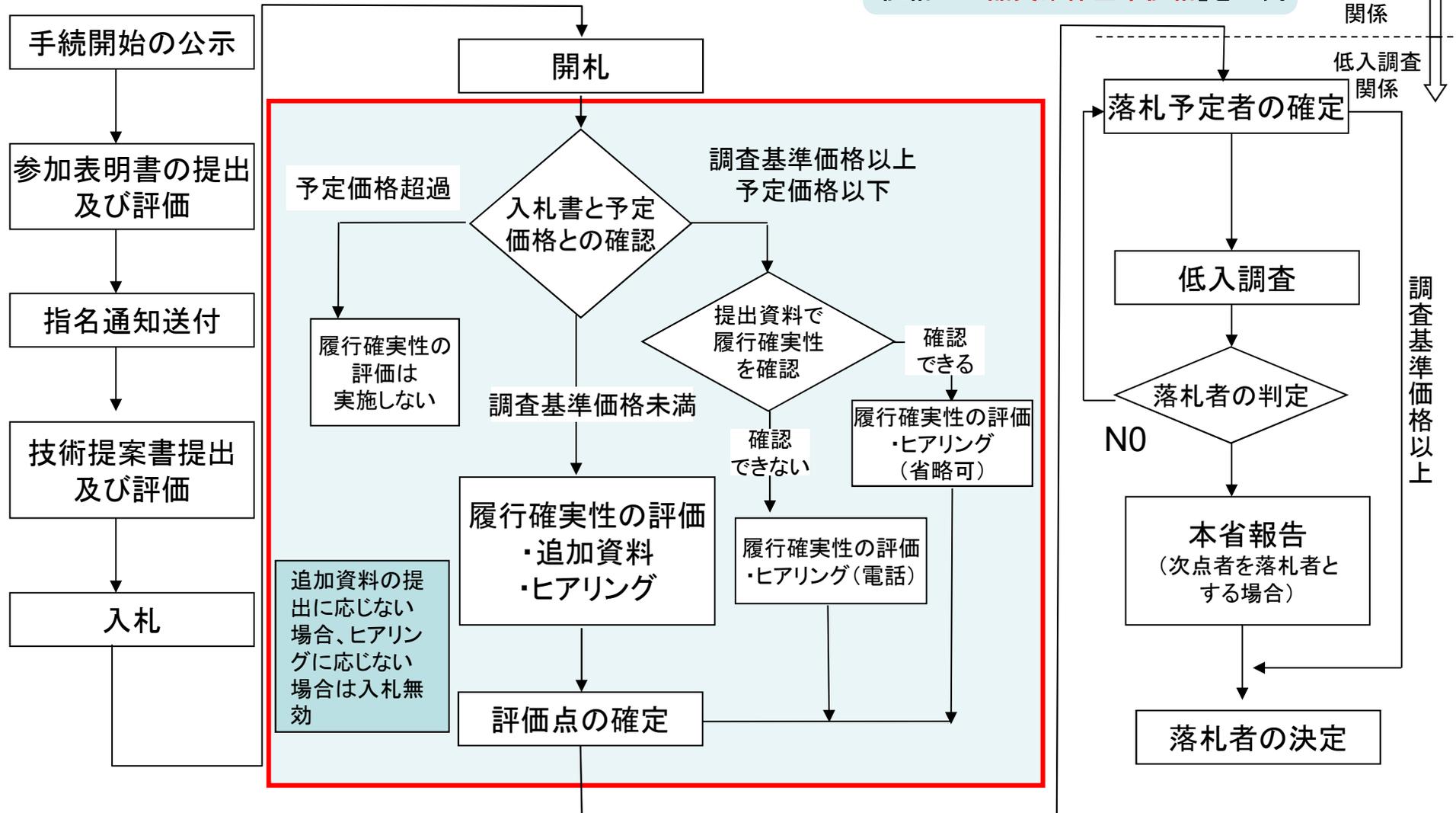
○調査基準価格又は品質確保基準価格未満

追加資料を求めるものとし、原則、対面によるヒアリングを行う。

総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

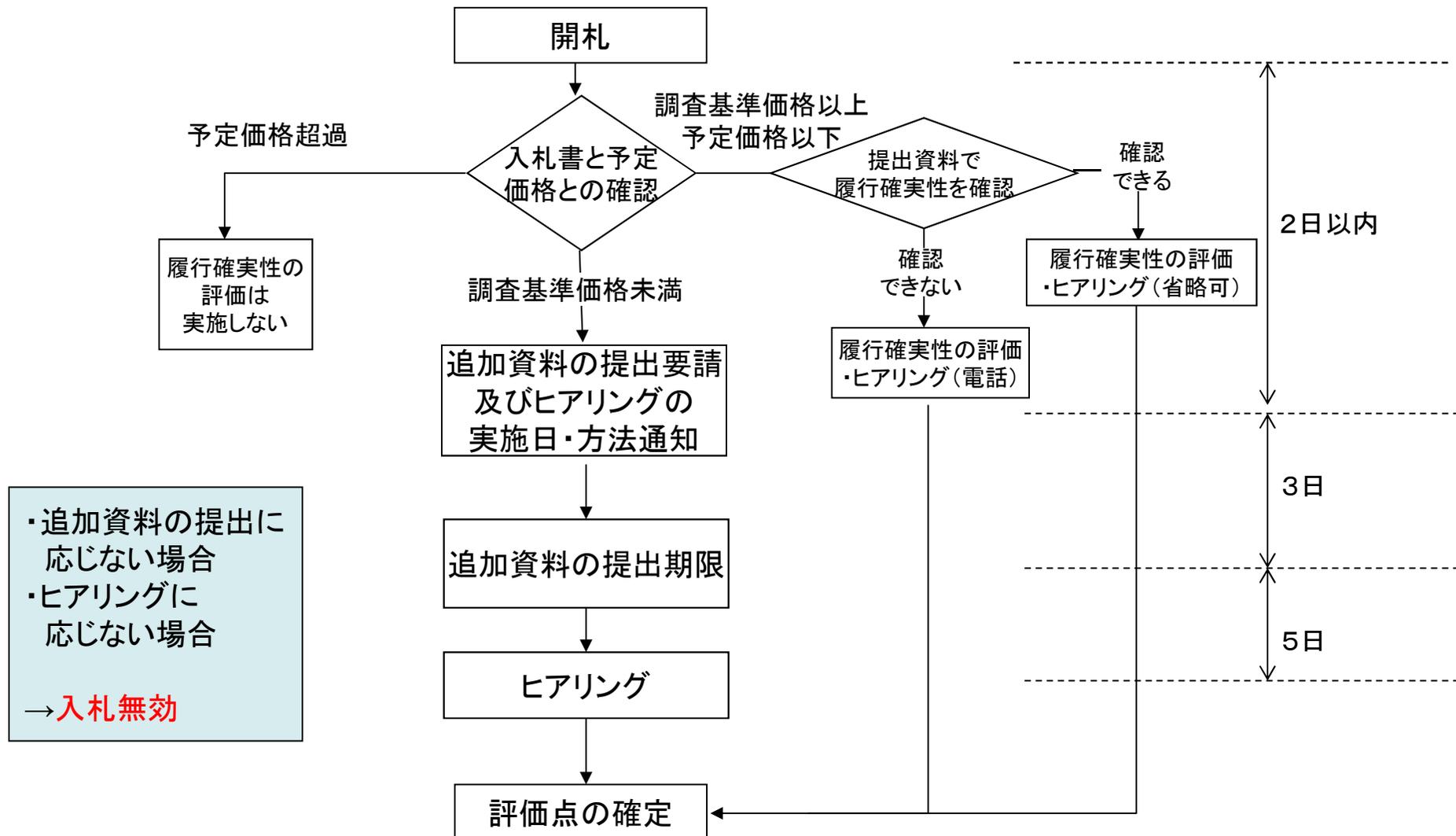
◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法

「調査基準価格等」とは、「調査基準価格又は品質確保基準価格」をいう。



総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法



「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法

◆技術評価点の算出方法

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針など
- ③ 評価テーマに対する技術提案
- ④ **技術提案の履行確実性度**（5段階評価 1.00、0.75、0.50、0.25、0.00）

技術評価点 = 技術評価点の配点(60点) × (① + (② + ③) × ④) / (技術評価のウエイトの合計)

価格点	① 予定技術者の経験 及び能力資格・実績・成績・表彰等	② 実施 方針	③ 評価テーマ
-----	--------------------------------	------------	---------

【業務能力評価型の場合(全て1:1)】

価格点	(簡易な)実施方針
-----	-----------

④を乗じる

④を乗じる

◆総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法

審査の視点

- a)業務内容に対応した費用が計上されているか
- b)担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか
- c)品質管理体制が確保されているか
- d)再委託先への支払いは適正か

◆調査基準価格以上の者

技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされない具体的な事情がない限り、履行体制確実性を1.0とし、これを技術提案評価点に乗じて評価

◆調査基準価格未満の者

契約の内容に適合した履行がなされないおそれが高いことから、追加資料を求め、提出された資料等を審査した上で履行確実度を算定し、これを技術提案評価点に乗じて評価する。

◆総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法 調査基準価格未満の者への審査(審査に用いる資料)

- i、価格以外の要素が提示された入札書(技術提案の実施方針等)
- ii、履行体制確認のためのヒアリング結果
- iii、開札後に求める追加資料
 - ・【様式1】 当該価格にて入札した理由
 - ・【様式2】 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
 - ・【様式2-1】 一般管理費等の内訳書
 - ・【様式3】 当該業務の履行体制
 - ・【様式4】 手持ち建設コンサルタント業務等の状況
 - ・【様式4-1】 手持ち業務の人工
 - ・【様式5】 配置予定技術者名簿
 - ・【様式5-1】 直接人件費内訳書
 - ・【様式6】 手持機械の状況、(測量、地質調査業務に限る)
 - ・【様式7】 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
 - ・再委託先からの見積書(再委託先の押印があるもの)
 - ・過去3ヶ月分の給与支払いが確認できる給与明細、賃金台帳の写し及び過去3ヶ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し
 - ・給与規則の提示
 - ・第三者照査受託予定書(受託予定企業の押印があるもの。第三者照査の実施が定められている業務に限る)

◆総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法 調査基準価格未満の者への審査(審査の目安)

a)業務内容に対応した費用が計上されているか

審査内容	様式	審査の目安
直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。	様式1 様式2 様式2-1 様式5-1 様式6	○業務内容に応じて、全て必要額※以上を確保している又は必要額を下回った費用についてはその理由が明確である。 ×必要額を下回った費用に関する理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)

◆総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法 調査基準価格未満の者への審査(審査の目安)

b)配置技術者(照査技術者を除く)に適正な報酬が支払われていることになっているか

審査内容	様式	審査の目安
配置予定技術者(照査技術者を除く)への適正な報酬の支払いが確保されているか	様式3 様式5 様式5-1 過去3ヶ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し 給与規則の提示	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
配置担当予定技術者(照査技術者を除く)の人工が適正であるか	様式4 様式4-1 様式7	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)を確保している又は人工が必要人工(標準案)を下回っているがその理由が明確である。 ×人工が必要人工(標準案)を下回っており、その理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目②の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

※必要人工(標準案):官積算

◆総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法 調査基準価格未満の者への審査(審査の目安)

C)品質管理体制が確保されているか

審査内容	様式	審査の目安
照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか	様式3 様式5 様式5-1 過去3ヶ月分給与明細書、賃金台帳及び法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し 給与規則の提示	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
照査予定技術者の人工が適正であるか	様式4 様式4-1 様式7	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)を確保している又は人工が必要人工(標準案)を下回っているがその理由が明確である。 ×人工が必要人工(標準案)を下回っており、その理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目②の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

※必要人工(標準案):官積算

◆総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法 調査基準価格未満の者への審査(審査の目安)

d)再委託先への支払いは適正か

審査内容	様式	審査の目安
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	様式2 様式3 様式5-1 再委託先見積書	○業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分で、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)

◆総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法 調査基準価格未満の者への審査(評価の目安)

a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かの4つの審査項目の「○」の数に応じて「履行確実性度」を評価する。

履行確実性度＝「○」と審査した項目数／4
技術提案の履行確実性(5段階評価 1.00、0.75、0.50、0.25、0.00)

◆総合評価落札方式 「履行確実性」を加えた技術評価

◆技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法 調査基準価格未満の者への審査(審査の目安)

	基本型	①再委託しないと申請があった場合	②照査技術者がいない場合	①、②両方の場合
a)業務内容に対応した費用が計上されているか。	○	○	○	○
b)配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。	○	○	○	○
c)品質管理体制が確保されているか。	○	○	※1 b)で評価	※1 b)で評価
d)再委託先への支払いは適正か	○	※2 a)、b)を参考に評価	○	※2 a)、b)を参考に評価
配点	1.0	1.0	1.0	1.0
	0.75	0.75	0.75	—
	0.5	0.5	0.5	0.5
	0.25	0.25	0.25	0.25
	0	0	0	0

・c)項目の※1欄の評価 : b)と同じ評価とする

・d)項目の※2欄の評価 : a)、b)両方が○の場合のみ「○」評価とする

6. 入札契約手続きの変更点 (令和2年4月以降)

6-1. 指定日現在の手持ち業務量【令和2年4月1日公示以降に適用】

配置予定管理(主任)技術者に対する要件

プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争入札方式

新	旧
<p>(a) 配置予定管理(主任)技術者に対する要件 配置予定管理(主任)技術者は下記のイ、ハ、ニ)に示す条件を満たす者であり、ロ)の実績を有する者であることとする。その他、業務説明書(個別事項)に定める場合はこれによるものとする。</p> <p>ハ) 指定日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)</p> <p>国土交通省以外の発注者(民間、国内外を問わない)の業務を含めた全ての手持ち業務(管理技術者等(土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償関係コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者をいう。))となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。ただし、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。</p> <p>ただし、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数(注1)で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。また設計共同体として受注した業務の場合は、総契約金額に出資比率(注2)を乗じた金額とする。</p> <p>注1 月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。</p> <p>注2 テクリスに登録されている場合においては、テクリス登録の請負金額とする。なお、出資比率等で分担金額が確認出来ない場合は、総契約金額(当該年度分)とする。</p> <p>ただし、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担(翌債)(財政法第43条の3)により、履行期間を延長して前年度から当該年度に繰越を行ったもの(「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことを事由とした業務以外で 事故繰越し(財政法第42条ただし書き)を行った業務は除く。)は手持ち業務に含まない。</p>	<p>(a) 配置予定管理(主任)技術者に対する要件 配置予定管理(主任)技術者は下記のイ、ハ、ニ)に示す条件を満たす者であり、ロ)の実績を有する者であることとする。その他、業務説明書(個別事項)に定める場合はこれによるものとする。</p> <p>ハ) 指定日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)</p> <p>国土交通省以外の発注者(民間、国内外を問わない)の業務を含めた全ての手持ち業務(管理技術者等(土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償関係コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者をいう。))となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。ただし、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。</p> <p>ただし、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数(注1)で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。また設計共同体として受注した業務の場合は、総契約金額に出資比率(注2)を乗じた金額とする。</p> <p>注1 月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。</p> <p>注2 テクリスに登録されている場合においては、テクリス登録の請負金額とする。なお、出資比率等で分担金額が確認出来ない場合は、総契約金額(当該年度分)とする。</p>

6-2. 同種又は類似業務等の実績【令和2年4月1日公示以降に適用】

技術提案書の提出者及び配置予定技術者に要求される資格要件

プロポーザル方式

新	旧
<p>○. 技術提案書の提出者及び配置予定技術者に要求される資格要件</p> <p>(1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件</p> <p>1) 基本的要件 同種又は類似業務等の実績 期間 平成○年度以降公示日までに完了した業務 (公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。また、評価項目のうち、「同種・類似業務の成績」は、テクリス評点がない場合と同様の評価とする。)</p> <p>同種業務 ○○○○○○○業務 類似業務 ○○○○○○○業務</p> <p>2) 配置予定技術者に対する要件 同種又は類似業務等の実績 期間 平成○年度以降公示日までに完了した業務 (公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。また、評価項目のうち、「同種・類似業務の成績」は、テクリス評点がない場合と同様の評価とする。)</p> <p>同種業務 ○○○○○○○業務 類似業務 ○○○○○○○業務</p>	<p>○. 技術提案書の提出者及び配置予定技術者に要求される資格要件</p> <p>(1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件</p> <p>1) 基本的要件 同種又は類似業務等の実績 期間 平成○年度以降公示日までに完了した業務</p> <p>同種業務 ○○○○○○○業務 類似業務 ○○○○○○○業務</p> <p>2) 配置予定技術者に対する要件 同種又は類似業務等の実績 期間 平成○年度以降公示日までに完了した業務</p> <p>同種業務 ○○○○○○○業務 類似業務 ○○○○○○○業務</p>

6-2. 同種又は類似業務等の実績【令和2年4月1日公示以降に適用】

指名されるために必要な要件

総合評価落札方式、価格競争入札方式

新	旧
<p>○. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>(2) 参加表明書の提出に関する要件</p> <p>1) 参加表明書の提出者に対する要件</p> <p>同種又は類似業務等の実績</p> <p>期間 平成○年度以降公示日までに完了した業務</p> <p>(公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。また、評価項目のうち、「同種・類似業務の成績」は、テクリス評点がない場合と同様の評価とする。)</p> <p>同種業務 ○○○○○○○業務</p> <p>類似業務 ○○○○○○○業務</p> <p>2) 配置予定技術者に対する要件</p> <p>同種又は類似業務等の実績</p> <p>期間 平成○年度以降公示日までに完了した業務</p> <p>(公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。また、評価項目のうち、「同種・類似業務の成績」は、テクリス評点がない場合と同様の評価とする。)</p> <p>同種業務 ○○○○○○○業務</p> <p>類似業務 ○○○○○○○業務</p>	<p>○. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>(2) 参加表明書の提出に関する要件</p> <p>1) 参加表明書の提出者に対する要件</p> <p>同種又は類似業務等の実績</p> <p>期間 平成○年度以降公示日までに完了した業務</p> <p>同種業務 ○○○○○○○業務</p> <p>類似業務 ○○○○○○○業務</p> <p>2) 配置予定技術者に対する要件</p> <p>同種又は類似業務等の実績</p> <p>期間 平成○年度以降公示日までに完了した業務</p> <p>同種業務 ○○○○○○○業務</p> <p>類似業務 ○○○○○○○業務</p>

6-3. 当該地域の業務実績【令和2年4月1日公示以降に適用】

参加表明書の作成及び記載上の留意事項

プロポーザル方式、総合評価落札方式

新	旧
<p>○. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項 (1) 作成方法 業務説明書(共通事項)に記載するものによるほか留意事項は以下のとおりとする。</p> <p>記載事項 配置予定技術者の経歴等 配置予定管理技術者【様式-2-1】 配置予定担当技術者【様式-2-2】</p> <p>内容に関する留意事項 当該地域の業務実績について記載すること (公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。)</p>	<p>○. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項 (1) 作成方法 業務説明書(共通事項)に記載するものによるほか留意事項は以下のとおりとする。</p> <p>記載事項 配置予定技術者の経歴等 配置予定管理技術者【様式-2-1】 配置予定担当技術者【様式-2-2】</p> <p>内容に関する留意事項 当該地域の業務実績について記載すること</p>

6-3. 当該地域の業務実績【令和2年4月1日公示以降に適用】

入札参加者を指名するための基準

価格競争入札方式

新	旧
<p>○. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項 ②配置予定技術者の評価 配置予定技術者の経歴及び能力 資格・実績等 情報収集力 地域精通度 平成〇年度以降公示日までに完了した当該事務所、 周辺での業務実績の有無【様式-2】</p> <p>下記の順位で評価する。(再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。)また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。 (公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。)</p>	<p>○. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項 ②配置予定技術者の評価 配置予定技術者の経歴及び能力 資格・実績等 情報収集力 地域精通度 平成〇年度以降公示日までに完了した当該事務所、 周辺での業務実績の有無【様式-2】</p> <p>下記の順位で評価する。(再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。)また、1</p>

7. 総合評価落札方式における 近畿地方整備局の取り組み

建設コンサルタント業務等における総合評価の取り組み

品質確保の取り組み

■業務能力評価型(平成25年度～)

500万円を超える業務において価格競争方式から、「簡易な実施方針」を求め、総合評価落札方式(業務能力評価型)を導入し「履行確実性」を加えた技術評価により品質確保を図る。
(平成27年10月より本格運用)

受発注者双方の負担軽減

■一括審査方式(平成29年度～)

※令和元年6月から対象拡大【総合評価落札方式(1:2)(1:3)】

業務における総合評価落札方式における技術力審査・評価を効率化

- ・企業の技術提案作成に関する負担を軽減
- ・発注者の技術審査に関する負担を軽減

総合評価落札方式(1:1)(1:2)(1:3)
土木設計業務、測量、地質業務

担い手確保・育成

■業務チャレンジ型(平成27年度～)

地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注の業務実績しかない企業に対して、直轄の業務への新規参入を促す。
総合評価落札方式(1:1)
(概ね2,000万円以下を対象)
土木設計業務、測量、地質調査業務

■若手チャレンジ型(平成29年度～)

(若手参入型)、(若手育成型)の2タイプ

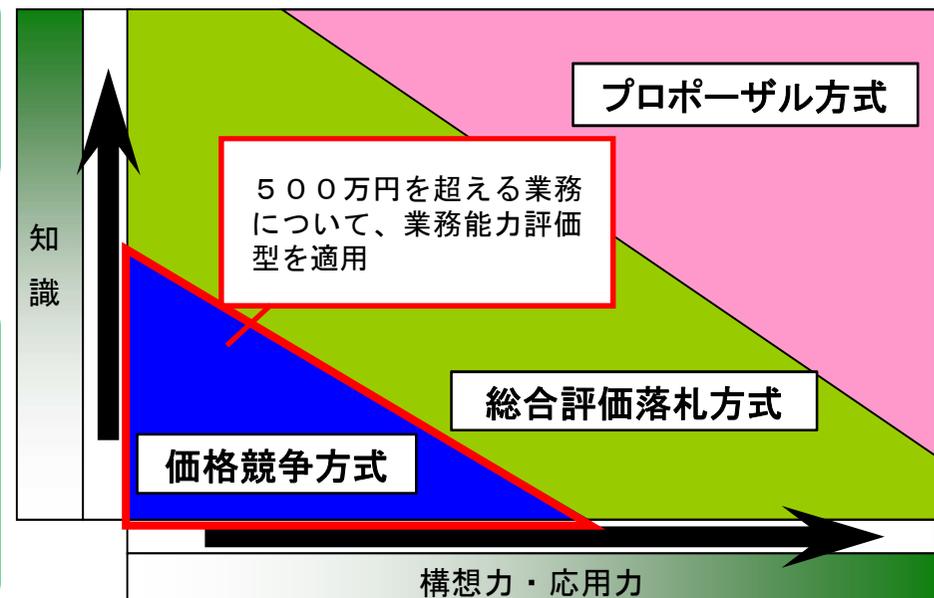
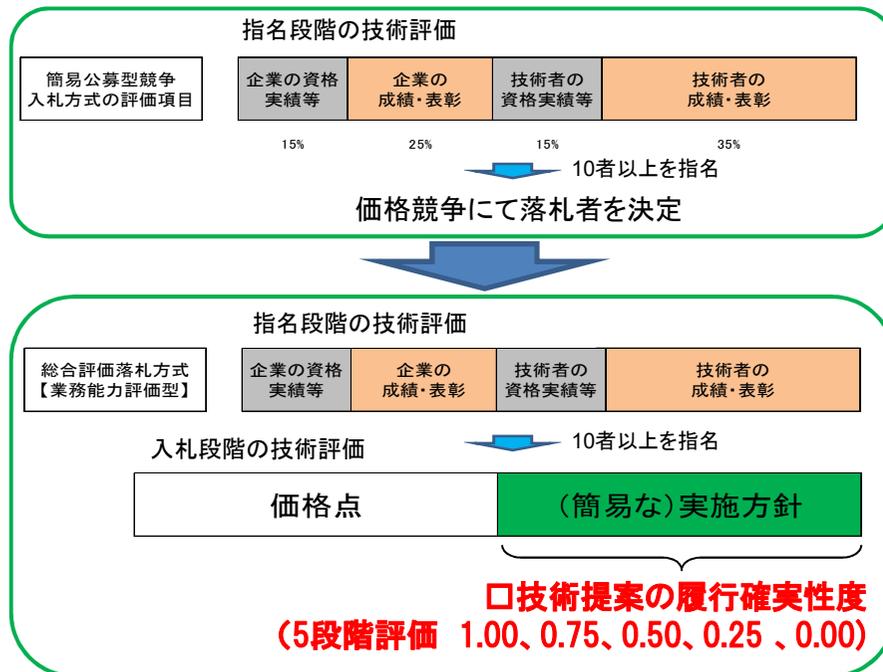
若手技術者に対して、管理技術者(40歳以下)、担当技術者(30歳以下)としての経験を積ませることで、企業による育成と魅力的な職場環境の創出を促し、担い手の中長期的な育成・確保を図る。
総合評価落札方式(1:1)(1:2)(1:3)
(概ね2,000万円以下を対象)
土木設計業務

総合評価落札方式の拡大(業務能力評価型の導入) 【平成25年10月より試行:平成27年10月より本格運用】

◆総合評価落札方式(業務能力評価型) (平成25年度10月以降)

建設コンサルタント業務等については、低価格受注による品質低下を防止するため、平成25年10月から、「簡易な実施方針」を求め「履行確実性」を加えた技術評価を行う総合評価落札方式(業務能力評価型)を導入。

平成27年10月から、500万円を超える業務のうち「簡易公募型競争入札方式」に加え「通常指名型競争入札方式」の業務においても導入。



一括審査方式の試行【平成29年6月より試行：令和元年6月対象拡大】

■受発注者の負担軽減を図る取り組み

- 企業の技術提案作成に関する負担や発注者の技術審査に関する負担といった総合評価における技術力審査・評価の効率化が目的
- 複数の業務について、求める参加表明書及び技術提案書の提案については1つのみとし、その評価結果を複数の業務の総合評価に利用する。
- また、落札すると共通の他の業務は無効とし、提出できる配置予定技術者は1名のみとする。

適用条件

- ・ 総合評価落札方式(1:1)、(1:2)、(1:3)で発注する設計、測量、地質調査業務
- ・ 実施地域が近接し、業務の目的・内容が同種の業務であり、実施方針・実施フロー、評価テーマ(1:2又は1:3の場合)が同一である業務
- ・ 実施地域が近接する業務
- ・ 公示、参加表明書及び技術提案書の提出、入札、開札及び落札決定を同一日に行う業務
- ・ 1公示で2～4件程度で実施

一括審査方式の試行【平成29年6月より試行：令和元年6月対象拡大】

＜手続の流れ＞

- 複数業務をまとめて1つの公示を行う。



- 参加を希望する業務に対し参加表明書(技術提案書)を提出する。各様式及び添付資料はいずれか1つの業務に対してのみ提出すればよい。
- 1つの公示に対し、配置予定(管理・担当・照査)技術者はそれぞれ1名のみとする。**



- 資料の審査・評価を行う。
申請者各々の評価点は参加を希望する業務すべてが同じ点数

A者	40点	40点	40点
B者		45点	45点
C者	48点	48点	

- 入札を希望する業務のみ札を入れる。

A者	50(百万円)	40	30
B者		35	30
C者	45	45	

- あらかじめ**入札説明書に示した順番に開札**をおこない、業務ごとに最も評価値の高い者が落札。

評価値例＝価格評価点＋技術評価点
(40点＋(1-50/百万円/60百万円)*60点=50)

A者	50	52	55→落札
B者		63→落札	無効
C者	63→落札	無効	

チャレンジ型の試行について

■概要

調査、計画、設計など建設コンサルタント業務は事業の初段階を担うものであり災害時の迅速な対応等、地域の守り手として重要な一翼を担っている。

一方、建設コンサルタント業界においても高齢化や新卒採用の減少による技術者不足の状況が生じている。

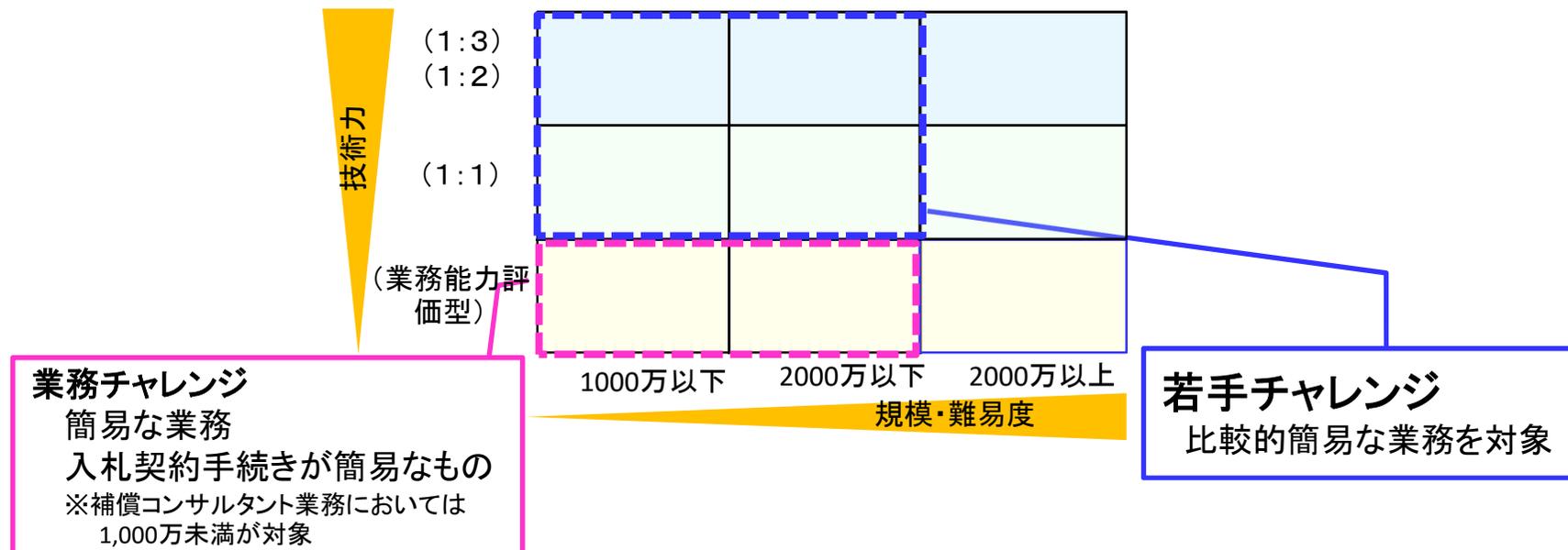
働き方改革と担い手の確保・育成に向け、各チャレンジ型の取り組みについて見直しを行い重点的に取り組むため業務チャレンジ型、若手チャレンジ型について大幅な拡大を図る。

総合評価落札方式（平成30年度～）

業務チャレンジ型(担い手確保型) 加点評価

若手チャレンジ型(若手参入型) 参加要件

若手チャレンジ型(若手育成型) 加点評価



業務チャレンジ型(平成27年度より継続:平成30年4月見直し)

■ 業務チャレンジ型

【目的】

地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注の業務実績しかない企業に対して、直轄の業務への新規参入を促す。

○ 実施方針

- ・ 土木設計業務、測量、地質調査業務の概ね2,000万円以下を対象
- ・ 直轄業務の実績がない地域コンサルが参集し易くなるよう、直轄の成績・表彰については評価を行わない。
- ・ 業務実績については、国とそれ以外の実績で差をつけない。
- ・ 指名段階において、本店所在地が当該地域(府県内)の企業を優位に加点評価。

【試行の概要】

	業務チャレンジ型 実施内容
契約方式	価格競争方式を総合評価落札方式(簡易公募型1:1)に置き換えて実施
参加要件	<u>国の受注実績の有無にかかわらず参加を認める。</u>
同種・類似業務	<u>同種・類似業務の実績があるもの(国以外の業務成績評定は問わない。国の実績については60点以上)。</u>
地域要件	<u>本社所在地が当該地域(府県内)の企業を優位に加点評価。</u>
対象業務	土木設計業務、測量、地質調査業務(概ね2000万円以下を対象)
成績・表彰	評価しない。
実施方針	<u>簡易な実施方針</u>

※補償コンサルタント業務においては、実績の対象範囲、同種類業務の実績、地域要件が異なる。

業務チャレンジ型

【指名段階の評価】

《企業評価》	総合評価 落札方式	業務チャ レンジ型
建設コンサル タント登録	5	5
同種又は類似 業務等の実績	10	15
地域拠点		20※4
4ヶ年業務の成績	20	— ※2
4ヶ年業務の表彰	5	— ※2
計	40	40

《技術者評価》	総合評価 落札方式	業務チャ レンジ型
技術者資格	5	5
同種又は類似 業務等の実績	10	25
地域精通度	5	30※3
・当該事務所管内(〇〇市、 〇〇市…)における実績	(5)	(30)※3
・当該地域(〇〇県) 管内での実績	(2)	(15)※3
4ヶ年の成績	15	— ※2
同種・類似業務 の成績	20	— ※2
業務の技術者 表彰等	5	— ※2
計	60	60

【入札段階の評価】

《技術者評価》	総合評価 落札方式	業務チャ レンジ型
技術者資格	8	8
同種又は類似 業務等の実績	12	22※3
地域精通度	5	20※3
・当該事務所管内(〇〇市、 〇〇市…)における実績※2	(5)	(20)※3
・当該地域(〇〇県) 管内での実績※2	(2.5)	(10) ※3
4ヶ年の成績	20	— ※2
4ヶ年の技術者表彰等	5	— ※2
計	50	50

《実施方針》	総合評価 落札方式	業務チャ レンジ型
業務理解度	10	
実施手順	10	
工程表	10	
その他(重要事項の指摘)	10	
その他(提案)	10	
簡易な実施方針		50 可否で評価
計	50	50

※1 国・自治体の実績に差をつけない。

※2 4ヶ年の成績、表彰は評価しない。

※3 国・自治体の実績に差をつけない。
成績評定の有無を問わず実績とする。

※4 本店、支店、営業所等の所在地により評価。

業務チャレンジ型(補償コンサルタント業務)(平成30年6月見直し)

○評価項目及び配点(案)

【参加表明時の評価】

≪企業評価≫	総合評価 落札方式	業務 チャレンジ型
補償コンサルタント登録	5	5
同種又は類似業務等の実績	10	15
地域拠点	-	20※1
4カ年業務の成績	25	-※2
2カ年表彰	5	-※2
計	45	40
≪技術者評価≫	総合評価 落札方式	業務 チャレンジ型
技術者資格	5	5
同種又は類似業務等の実績	10	25
地域精通度	5	30※3
・当該地域(〇〇市・郡)での実績	(5)	-
・当該地域(〇〇府県)管内での実績	(3)	-
・当該事務所管内での実績	-	(30)※3
・当該地域(〇〇府県)管内での実績	-	(15)※3
同種又は類似業務等の成績	30	-※2
4カ年表彰	5	-※2
計	55	60

【技術提案書の評価】

≪技術者評価≫	総合評価 落札方式	業務 チャレンジ型
技術者資格	8	9
同種又は類似業務等の実績	12	21※3
地域精通度	5	20※3
・当該地域(〇〇市・郡)での実績	(5)	-
・当該地域(〇〇府県)管内での実績	(2)	-
・当該事務所管内での実績	-	(20)※3
・当該地域(〇〇府県)管内での実績	-	(10)※3
同種又は類似業務等の成績	20	-※2
4カ年表彰	5	-※2
計	50	50
≪実施方針≫	総合評価 落札方式	業務 チャレンジ型
業務理解度	10	-
実施体制	20	-
工程表	20	-
簡易な実施方針		50 可否で評価
計	50	50

※1 本店、支店、営業所等の所在地により評価。

※2 直轄等業務の成績・表彰の評価しない。

※3 国・自治体の実績に差をつけない。成績評定の有無を問わず実績とする。

若手チャレンジ型の試行【平成29年8月より試行：平成30年4月見直し】

【目的】

若手技術者(管理技術者(40歳以下)、担当技術者(30歳以下))に対して、経験を積ませることで、企業による育成と魅力的な職場環境の創出を促し、担い手の中長期的な育成・確保を図る。

【概要】

・若手チャレンジ型(若手参入型)と若手チャレンジ型(若手育成型)を実施。

若手チャレンジ型(若手参入型)

- 若手のモチベーション向上のため、管理技術者(40歳以下)、担当技術者(30歳以下)の1名に年齢要件を設定し、若手技術者を配置できる者のみに入札参加(指名)資格を与える。

若手チャレンジ型(若手育成型)

- 若手管理技術者の技術力向上・育成を目的として、若手管理技術者を配置する際には、管理補助技術者を追加配置することを認め、ベテラン技術者からの技術伝承による技術力向上と品質確保を図る。

	若手チャレンジ型(若手参入型)	若手チャレンジ型(若手育成型)
参加要件	管理技術者(40歳以下)、担当技術者(1名30歳以下)	①若手管理技術者(40歳以下) ②若手管理技術者(40歳以下)+管理補助技術者 ③管理技術者(40歳超) ①～③での参加を認める。
対象業務	土木設計業務、測量、地質調査業務(概ね2000万円以下を対象)	土木設計業務、測量、地質調査業務(概ね2000万円以下を対象)
若手技術者の配置	加点評価の項目としない	若手管理技術者の活用に応じ加点評価(指名段階、入札段階)

若手チャレンジ型の試行

【指名段階の評価】

《企業評価》	総合評価 落札方式	若手 参入型	若手 育成型
建設コンサル タント登録	5	5	5
同種又は類似 業務等の実績	10	10	10
4ヶ年業務の成績	20	20	20
4ヶ年業務の表彰	5	5	5
計	40	40	40

《技術者評価》	総合評価 落札方式	若手 参入型	若手 育成型
技術者資格	5	5	5
同種又は類似 業務等の実績	10	10	10
地域精通度	5	5	5
4ヶ年の成績	15	15	10
同種・類似業務 の成績	20	20	20
業務の技術者 表彰等	5	5	4
若手技術者の配置	—	—※1	6※2
計	60	60	60

※1 管理技術者40歳以下、担当技術者30歳以下であること。

※2 管理技術者について40歳以下であること

【入札段階の評価】

《技術者評価》	総合評価 落札方式	若手 参入型	若手 育成型
技術者資格	8	8	8※
同種又は類似 業務等の実績	12	12	12※
地域精通度	5	5	5※
4ヶ年の成績	20	20	15※
4ヶ年の技術者表彰等	5	5	4※
若手技術者の配置			6
<ul style="list-style-type: none"> 若手管理技術者のみの配置 			(6)
<ul style="list-style-type: none"> 若手管理技術者及び管理補助技術者の配置 			(3)
<ul style="list-style-type: none"> 管理技術者(40歳超)の配置 			(0)
計	50	50	50

《実施方針》	総合評価 落札方式	若手 参入型	若手 育成型
業務理解度	10	10	10
実施手順	10	10	10
工程表	10	10	10
その他(重要事項の指摘)	10	10	10
その他(提案)	10	10	10
計	50	50	50

※ 若手育成型の技術者評価については、若手管理技術者を補佐する管理補助技術者を配置することができるものとし、配置した場合管理補助技術者で評価する。

技術者評価を重視した選定(試行)【平成26年6月より】

- 総合評価落札方式の標準型で発注すべき内容の土木関係建設コンサルタント業務のうち、対象業務から概ね2割程度を抽出して、入札段階で評価テーマの配点をとりやめ、技術者の成績・表彰と実施方針への配点を拡大し試行する。

平成26年度総合評価落札方式(標準型)にて発注すべき業務の分類	
右記以外の全ての業務	試行業務
	対 象 【河川事業】 堤防・護岸設計 【道路事業】 道路予備設計(用地幅) 構造物予備設計(一般) 構造物詳細・補修設計(一般) 道路詳細設計(一般)
	試行件数 対象業務の概ね2割程度
※配点イメージは従来通り (1:2の配点イメージ)	※評価テーマは設定しない ※価格点と技術点の割合は総合評価落札方式(1:3)の配点イメージと同様
(1:3の配点イメージ)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ヒアリングの実施 試行業務では、入札段階の技術評価において、予定管理技術者の過去の実績や業務理解度、業務実施手順等について、配置予定管理技術者と面談し、当該業務の履行に必要な技術力の確認を行うものとする。 </div>